

第二章 町と村の形成と展開

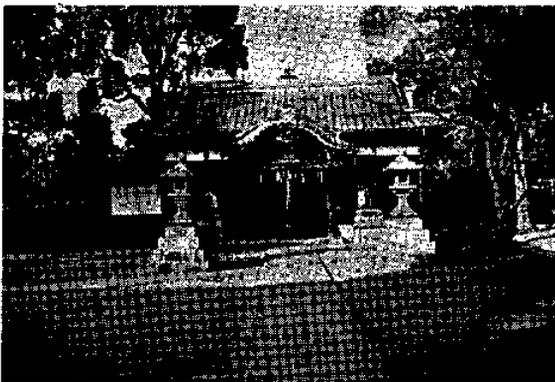
第一節 城下町高槻の形成

和田氏領有時 今日の高槻市域には、近世を通じて、高槻藩の城下町であった高槻をはじめ、西国街道沿代の高槻城 一の宿場町として機能していた芥川、および戦国時代の寺内町を母胎として発達した富田の三方所が都市的集落を形成していた。本節では、これらのうち城下町高槻について概観し、富田は第三節で、芥川については第三章第一節で述べることにした。

高槻城は正暦（九九〇）九四年頃阿刀連忠範が久米路山を開発して築き、その子孫にあたる近藤宗光が元弘の変（二三二年）で討死したと伝えるが、その真偽のほどは定かではない。室町時代には駿河国入江庄の地頭であった入江氏が足利氏の命を受けて入城し、永禄十二（一五六九）年まで居城した。入江氏時代の高槻城がどの程度の規模を有していたのかはまったく不明であるが、当初はおそらく、豪族屋敷程度の小さなものにならなかったものの、戦国期を通じて次第に拡張された結果、同氏の滅亡時にはかなりの規模を有するようになっていたものと推測される。

入江氏の滅亡後は、その前年信長に従って近江から上洛し、摂津支配の要として芥川城に配されていた和田惟政が高槻城をも領することになった。この年七月十二日付で発信されたパードレ・ルイス・フロイスの書簡〔五三二〕^{〔中世〕}は、和田惟政がフロイスの弟子ロレンソを伴って高槻に帰り「広大なる城内に入りてロレンソを招き甚だ好き御所を示し、パードレの為め同所に会堂を建て」ることを表明し、その後再びロレンソが高槻を訪れた際、和田氏は多数の武士の面前で「予が城内に会堂を造ることに決したり。而して之が為め城外少しく距りたる地に在る神の大なる宮を破壊して会堂を建築し、パードレ堺に赴き、又は都に到る時、当所に宿泊するの用に供し、パードレ当地を通過し、又は数日間滞在する時は予が家より其費用を出すべし」と述べたことも伝えている。

この二年後、元龜二（一五七二）年八月には和田惟政が白井河原の合戦で討死し、高槻城は惟政の子惟長（愛菊）が継いだ。高山飛騨守とその子彦五郎（のち右近）は和田氏の家臣の中でも重きをなしていたが、元龜四（一五七三）年には和田氏と高山氏との間に対立が生じ、城主惟長は彦五郎によって城を追われた。この模様を伝えるフロイスの書簡〔五六〇〕^{〔中世〕}は、「和田殿の子は大に負傷し其母が約三十人の兵士と共に在りし塔に遁れたり。戦は長



写49 野見神社（市内野見町）

く継続し、双方共相当に死者及び負傷者を出したり。此時民家及び和田殿の家に火を放ち、一時間内に子息の相続したる一切の富並に高価なる品々及び米二千包を蔵したる一軒の家焼失せり。(中略)高山殿は守將として城に留まれるが、城には門の上に在る稜堡二ヶ所及び小塔一ヶ所の外存せず」と記している。

これらの書簡は、和田氏時代の高槻城が当時の城としては規模が大きく、城内には塔(天守または櫓)や民家、城主の館や米蔵などがあったこと、城外近くには大きな神社があり、これを破壊して会堂を建てようとしたことなどを物語っている。この城外の神社が今日のどこにあったものかは必ずしも定かではないが、おそらくは現在の野見神社および市民会館を含む地区にあったものと推定される。この地区は江戸時代には北大手を入った高槻城内に含まれていたのであるが、和田氏の時代には「城外少しく距りたる地」に当たっていたというのだから、当時の高槻城は後世の本丸を中心に二の丸と三の丸の一部を含む三町四方程度の規模を有するにすぎなかったものと考えられる。

高山右近時代 元龜四年三月、和田惟長を追って高山氏が高槻城主になったとき、この争いのため城内の民

の高槻城下 家や城主の居館、米蔵などは焼失して、城には城門上の稜堡二カ所と小塔一カ所が残されたのみであった。しかし、三年後の天正四(一五七六)年に発信されたフロイスの書簡^{〔中世五六九〕}は、高槻城について「城内に多数の住民あり、三階級の人即ち武士・兵士、及び附近に米田を有する農夫並に職工居住」と記し、また「同所に在りし一層便利にして広き場所を選び、元神の堂ありし場所に木造の大なる会堂を建築せし」とも述べて、この三年間に高槻城の整備が大幅に進捗し、会堂も建設されたことを示している。

さらに天正六年、荒木村重が石山本願寺や毛利氏と結んで信長に反逆した際、当初村重と同盟関係にあっ

Ⅶ 近世の高槻

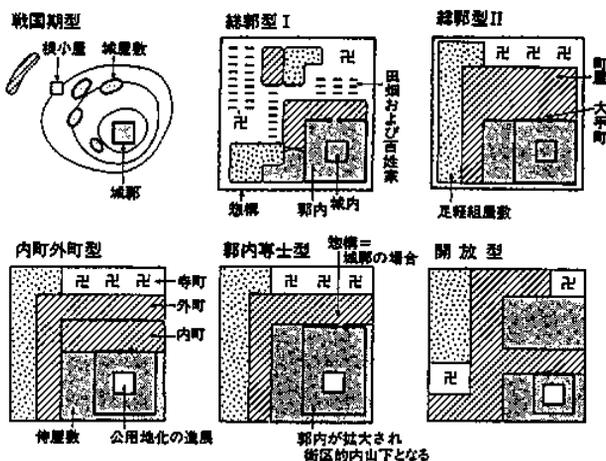


図8 城下町プラン類型の変容(矢守一彦による)

た高山右近が信長に攻められた様子を記したパードレ・ジョアン・フランシスコの書簡^{〔中世五七七〕}には、「(信長が)敵方に属するキリシタンの一城(高槻城)を占領するの外なきを認め、先ず武力を以て之を陥落せしめんと試みたるが、水の充ちたる広大なる堀と周囲の城壁に依り陥るゝこと能はざるを見て、我等の為めはな

はだ苦痛なりし他の策を用ひたり」と記されて、高槻城が信長の軍勢をもってしても容易に攻め落しがたい広大な堀と堅固な城壁に囲まれていたことを示している。

この両書簡の記述をつなぎ合わせることによって想定される右近時代の高槻は、堀と城壁に囲郭された城内に武士や兵士、農夫や職工など多数の住民が居住していたわけで、いわゆる「総郭型」城下町に相当する。この「総郭型」というのは、土塁や石垣、水濠や河川分派、空濠など、囲郭としての構築物や意識的に利用された地形地物のうち、もっとも外側にある「外郭」が城下町全城を圍繞したタイプの城下町(図八)で、戦国〜安土桃山時代の城下町の特徴とされている^{〔矢守一彦「城下町」(学生社、昭和四七年)〕}。

矢守一彦によれば、このタイプは、城と城下、侍屋敷と町屋が接合せず、城下町の構成要素相互間の垂直的水平的

へだたりが大きかった「戦国期型」城下町から、そのへだたりを解消することによって次の段階に進化してきたもので、侍屋敷と町屋とが近接、あるいは混在する。この混在か否かによって総郭第一・第二というサブタイプが設定され、両者の間には第一から第二へという前後関係がある。前者では総郭（惣構え）のなかに田地をも包含することが多いが、後者になると前者では混在していた侍屋敷と町屋とが地域的に分けられ、道路計画では直角に交わる道がふえてくることを特色として指摘できるといふ。

右近時代の高槻で、総郭に囲まれた城内がどのように区画されていたかは知る由もないが、城内に「附近に米田を有する農夫」が居住していたという記述から考えると、当時の高槻が総郭第一から第二への過渡的な段階にあったものとも推定される。

また、和田氏の時代に城外の神社を破壊して建設することが表明されていたクリスチャンの会堂は、右近時代の天正四（一五七六）年にはすでに完成しており、しかもそれは城内に含まれていた。このことは、高山氏が戦鬪で破壊された高槻城を整備するに当たって、単に和田氏時代の城郭を復旧しただけではなく、城域そのものをかなり大幅に、少なくとも現在の野見神社や市民会館の地区をも城内に含める程度にまで拡張したことを示し、この城域拡張によって建設されたのが「総郭型」の城下町であったと推定される。

この高槻城下ほどの程度の人口が集中していたかは不明であるが、天正十（一五八二）年のパードレ・ガスパル・クエリヨの書簡^{〔中世五八七〕}は、「この領主（右近）は主城のほかに周囲に多数の町村を領し、ここに約二万五千人の人が住み、内一万八千人はすでにキリシタンとなり、その中には貴族及び武士が悉く含まれる」と記している。江戸時代には藩領人口に対する城下町人口の比率が五万石以上の藩で一〇パーセント前後を

V 近世の高槻

表4 高槻村の地目構成

地目	文禄3 (1594)年	元和4 (1618)年	文禄～元和間の増減	同増減率
田地	52町 5反 3畝 25歩	38町 5反 1畝 05歩	△14町 0反 2畝 20歩	△26.7%
島敷	6. 3. 8. 00.	8. 6. 15.	△ 5. 5. 1. 15.	△86.4
屋敷	5. 1. 4. 08.	8. 8. 0. 27. 勺	3. 6. 6. 19. 勺	71.3
合計	64. 0. 6. 03.	48. 1. 8. 17. 勺	△15. 8. 7. 15. 勺	△24.8

注) 文禄3年および元和4年の『高槻村検地帳』(市役所文書)により集計。
△は減少を示す。

占め、一〇万石以上の大藩になるとこの比率は一〇パーセント付近に一層安定することが検証されている〔西村塾男「藩領人口と城下町人口」〕。この比率をそのまま安土桃山時代の高槻に適用することには問題が残るが、領内人口約二万五千人を数えた右近時代の高槻城下には、約二、三千人の住民が居住していたと考えて大きな支障はないであろう。

文禄検地帳に 天正十三(一五八五)年高山右近は、大坂城を拠点として積みる高槻城下 極的な近畿経営を進めていた豊臣秀吉によって播州明石へ転

封され、足かけ一三年続いた高山氏の高槻支配は終わった。高槻城は豊臣氏の直轄領に編入され、秀次の実弟羽柴小吉秀勝が入ったが、秀勝はまもなく丹波亀山(現亀岡市)へ移り、以後高槻へは誰が派遣されてきたか未詳である。文禄四(一五九五)年から関ヶ原合戦(一六〇〇年)までの間は秀吉御伽衆の一入であった新庄駿河守直頼が高槻城主であった。

この間、文禄三年には高槻地域で大閤検地が実施され、高槻村の検地帳が高槻市役所に伝えられている。この検地帳に登録された田島屋敷の総面積は六四町六畝三歩で、その内訳は表四のようになっている。文禄検地当時の高槻村が具体的にどれだけの境域を有していたかは不明であるが、一般には大閤検地に伴う村切りによって確定された境域が江戸時代の村域となり、明治

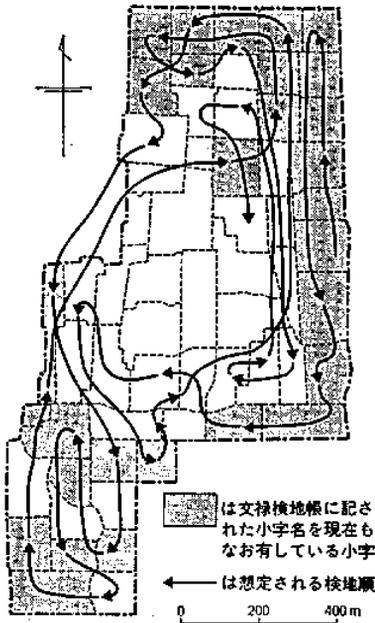


図9 高槻村文禄検地帳に記された小字と検地順

以降の大字に引き継がれてきたとされており、高槻村についてもこの一般論を適用できるとすれば、『大阪府全誌』に記載された一八八九（明治二二）年の町村制施行時における高槻村の総面積が八八町六畝一三歩であったから、この面積から文禄検地の登録総面積を差し引いた面積、すなわち二四町一〇歩が文禄検地に当たって検地の対象から除外された面積であったということになる。この中には道路や水路をはじめ、免租地となっていた社寺などの面積も含まれていたが、その大部分を占めたのは高槻城および武家屋敷の面積であったと推測される。すなわち、文禄検地当時の高槻城とそれに付属する武家屋敷は、およそ二〇町歩（二〇ヘクタール）前後の敷地面積を有していたわけである。

それでは、この高槻城と武家屋敷は、現在のどの地区にどの程度のひろがりをもっていたのであろうか。

この問題を考える手がかりは、検地帳に登録された田畑屋敷の一筆一筆に付された小字名によって与えられる。文禄検地帳に記された小字の名称は合計六七種類にもものぼり、同じ小字名を有する土地の面積は、「志者わら」の三町三反四畝二五歩を最大として、最小はわずか二〇歩の「やわたの宮」まで大小さまざまであった。これらのうち今日までその名称を

表5 文禄3年高槻村検地帳に登録された屋敷

地区	小字名	筆数	面積	石高
A	ほっかい	86 ^筆	178. 8 ^坪 11 ^歩	21 ^石 171
	西ほっかい	69	123. 25	13. 800
	小計	155	302. 06	34. 971
B	かちい	15	25. 10	3. 080
	かいと	21	37. 25	4. 620
	里内	2	7. 00	0. 800
	やしきまわり	7	6. 20	0. 820
	小計	45	76. 25	9. 320
C	下あしさき	1	2. 00	0. 240
D	東ノ口	39	72. 19	8. 712
	志ろ下	28	60. 18	7. 272
	小計	67	133. 07	15. 984
合計		268	514. 08	60. 515

注) 市役所文書による。

宮ノ裏・不明ノ門・帯曲輪北半部などが含まれる。これらの小字に、柴屋町・魚屋町・東大手の三小字を加えると、その境域は東西約五町、南北約四町を測り、面積は二〇町歩(約二〇ヘクター)あまりとなる。

ここで追加した三小字のうち、柴屋町と魚屋町の地区は、幕末期の高槻城下図(二九ページ、図一三)から容易に読み取れるように、小規模ながらも直交状街路で長方形に画された「短冊型(京型)」の町割と屋敷割を有し、近世高槻城下の主要な町屋地区であった川之町・新川之町・馬町・本町・八幡町がいずれも、一本の街路に面した町屋のみから構成される「市人町型」の町割を示すのとは異なったプランになっていることが注目される。このような町割の相違を生み出した背景を物語る史料は残されていないが、筆者はこの点について、柴屋町と魚屋町の地区は、高山右近

Ⅵ 近世の高槻

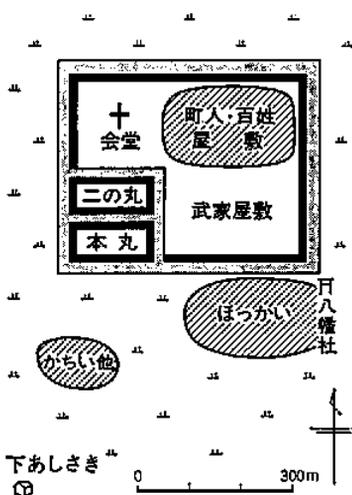


図11 天正・文禄期の高槻城下町の模式図

が高槻を「総郭型」の城下町へと拡張整備した際、総郭内部の町屋地区として設定した町割の名残りをとどめるものと考えておきたい。

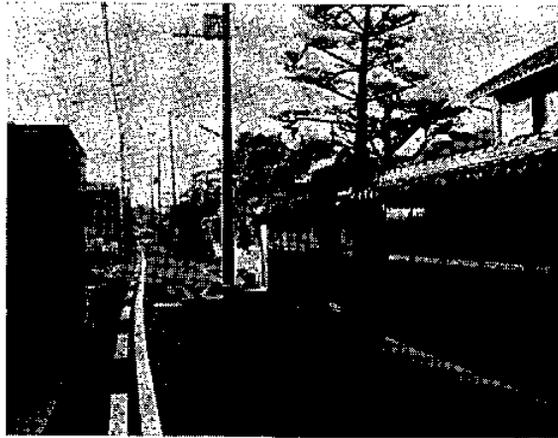
表五は文禄検地帳に登録されている高槻村の屋敷を小字ごとに集計したもので、総数二六八筆の屋敷が五町一反四畝八歩の面積を占め、その総石高は六〇石五斗一升五合であった。これらの屋敷はその所在小字名と検地帳への登録順序によってA～Dの四グループに分けられ、前述の検地順序と照合すると、その所在地はおおよそ次のように考えられる。すなわち、Aの一五五筆は現在の小字裏三之丸・三之丸付近に位置して八幡神社を氏神とする集落を形成しており、Bのうち小字「かちい」は現在の「梶井」に相当し、これに続く「かいと」「里内」「やしきまわり」はその隣接地にあつて、のちの土橋村の前身をなしていた。Cは高

槻城の南端にあたる小字足崎の水田の中に一戸だけ孤立していた農家であった。これらに対し、Dは検地帳の末尾に登録されている一群の屋敷で、城内に居住した町人や百姓の屋敷に相当するものである。

以上の推論から想定される文禄年間の高槻城下を模式的に描いてみると図一〇のようになり、それは高山右近時代(天正期)のプランと大差のないものであったと考えることができる。その最大の特徴は

東西約五町、南北約四町という方形に近い範囲が幅の広い堀とその内側を取り巻く土塁で囲まれた「総郭型」を示していたことで、総郭の南西部には本丸・二ノ丸の城郭中枢部（内山下）が築かれていた。内山下の東方は武家屋敷、北方はキリスト教会堂を中心とする地区にあてられ、城内に居住する商工業者や農民などの庶民は総郭の北東部に配置されていたと考えられる。この庶民居住区に相当するのが文禄検地帳の小字「東ノ口」と「志ろ下」であったと推定されるわけであるが、この検地帳は、前述した屋敷地のほかに、「東ノ口」に二反二〇歩の田地と一町八畝一二歩の畠地を、「志ろ下」には二反一六歩の畠地を登録して、当時なお総郭内に若干の田畑が残されていたことを示しているのも注目される。一方総郭の外縁部では、南東角に接する八幡神社の西方に「ほっかい」「西ほっかい」の大集落がひろがり、南西方には「かちい」以下の村落が立地していた。

かつて中部よし子は、「文禄三年にもっとも多い職種は、かうじや、かじやであり之にゆやが次いで」おり、当時は「かぢやが多く、武備が重んぜられた反面、集住し来った武士の享乐的機関としてのゆやが繁栄していた」と述べられた〔中部よし子「城下町高柳の成立」魚沼徳五郎編〕が、ゆやという肩書を記された五人の名請



写50 大坂口付近（市内出丸町）

人は、いずれも文禄検地帳に屋敷を登録されておらず、高槻村に居住していたという確証はない。文禄検地帳に屋敷を登録されて商工業関係の肩書を注記された名請人はかぢや三人、かうじや一人のほか、とぎや・すみや・かうや・かみゆい各一人の合計九人にすぎなかったが、中部も指摘したように「商工業従事者であっても、名前が他の者と区別され易い登録人や、農業と兼業のものは肩書を附されなかったものと推定されるから、実際の商工業者はより多いものと思われる」。商工業関係の肩書を有する者の屋敷がすべて小字「西ほっかい」と「東ノロ」に登録されていることから、城南大坂口に近い総郭の外部と総郭内の一面に商工業者が比較的多く集中していたことも推測される。

高槻城の拡張 関ヶ原合戦後の高槻は、それまでの城主新庄直頼がこの合戦で豊臣方の西軍に応じたためと城下町建設 所領を没収され、身柄を会津の蒲生秀行に預けられて、徳川氏の直轄地になった。当初、

徳川氏は特定の城主を置かず、直臣を代官として入れかわり赴任させたにすぎなかったが、慶長十九（一六一四）年十一月の大坂冬の陣、翌年四月の大坂夏の陣では、高槻城が徳川方の補給基地として重要な役割を果たした。

大坂夏の陣で豊臣氏が滅亡した直後の同年閏六月、徳川幕府は内藤紀伊守信正を四万石の大名として近江長浜から高槻に入府させる一方、「二万石御蔵」と呼ばれた幕府直轄の倉庫を本丸の南方に造営した。二年後の元和三（一六一七）年内藤信正は伏見城代となって転出し、その後には土岐山城守定義が下総守屋から二万石を領して入府した。この年十二月、幕府は花房職則・増島左内重国・長野内蔵丞某・多羅尾光雅等を奉行として高槻城本丸・二の丸の修築に着手した〔徳川〕。これらの工事と並行して高槻城の拡張整備が行わ

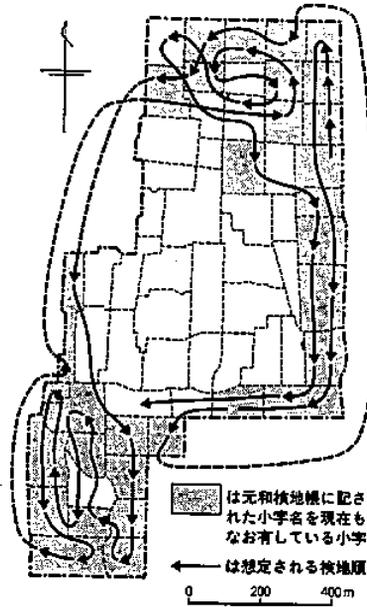


図12 高槻村元和検地帳に記された小字の遺存状況と検地順

れ、敷地高二二〇石一斗五升六合の地が新たに城内に繰り入れられ、その地に居住していた百姓一五〇余戸が他所に移転させられた〔近藤家〕。

これら一連の工事の具体的内容やその模様を直接伝えてくれる史料が残されていないのは残念であるが、元和四年には再び高槻村の検地が行われ、その検地帳が前述の文禄検地帳とともに高槻市役所

に伝えられているところからみると、検地の時点では城地の拡張やそれに伴う諸事業が一段落し、工事の結果を確定するためにこの検地が実施されたものとも考えられる。とすると、これらの工事は足かけ四年の年月を費して実施されたことになり、この間の高槻は大変な建設ラッシュで混雑していたのであろう。

元和四年の高槻村検地帳は、表四に示したように、合計四八町一反八畝一七步勺の田畠屋敷を登録しており、この面積は文禄検地帳の登録総面積より一五町八反七畝一五步勺少なくなっている。このことは、元和四年に実施された一連の高槻城拡張工事によって、およそ一五町余の面積を有する土地があらたに城郭や武家屋敷に組み込まれたことを示すものと考えられる。

図一二は、前掲の図九と同じ手法で、元和検地帳に記された小字名の遺存状況と元和検地の検地順序を示

したもので、空白のまま残された地区が高槻城と武家屋敷、および町屋地区に相当するものと考えられる。これを図九のそれと比較すると、文禄年間の高槻城に南接する地区、すなわち現在の小字でいえば帯曲輪の南半部・蔵屋敷・練兵場・三の丸・裏三の丸などへの拡張が著しかったことが知られる。

このような城地および武家屋敷の拡張は必然的に田畠の潰廃や町屋の移転をも伴ったわけで、前述した『近藤家記録』の記事はその一端を示している。検地帳の内容もまたその状況を反映し、文禄検地帳と元和検地帳を比較して地目別に面積の増減を見ると、田地は一四町二畝二〇歩、畠地は五町五反一畝一五歩減少して、合計一九町五反四畝五歩もの田畠が潰廃されたのに対し、屋敷は三町六反六畝一九歩勺だけ面積を増大させ、その増加率は七一・三パーセントにも達した(表四参照)。

元和検地帳の屋敷地は、文禄検地帳のようにその所在小字ごとには登録されておらず、すべての屋敷地が巻末に一括して記載されている。その合計は二八五筆で、文禄検地帳より一七筆多い。これらの屋敷地の中には「まへ志ま口」「右ノ内にし川」「うおや町ノうら」「右の内にしかわ」「市町」などと注記された屋敷地がみられ、また屋敷地名諸人の中には「八まんノまえ」「大手口」「本町」「本丁」「馬丁」「馬町」といった城下町の町名を肩書きされている者もみられる。このことは、元和検地当時の高槻城下にこれらの名称で呼ばれる町が存在したことを示しており、これらを受け継いだ馬町・魚屋町・前島口・本町・八幡町という町名が高槻城下町東辺の南北街路(本町通り)沿いに伝えられてきている。

文禄検地帳には見られなかったこれらの町名が、元和検地帳になってあらたに出現したことは注目すべき現象であり、その意義を解き明かす糸口は両検地帳を比較対比することによって得られるものと考えられる。

第二章 町と村の形成と展開

島 面 積 の 増 減

現 在		文 禄 3 年		元 和 4 年		文禄~元和 間の増減面積
小字名	面 積	小字名	面 積	小字名	面 積	
溝 添	畝歩 107.29	みそそい	畝歩 41.20		畝歩 90.20	畝歩 49.00
				{みそそへ 見そそへ	{41.20 49.00}	
清 水	79.26	志 水	77.15	志 ミ つ	98.20	21.05
大 網	218.25		157.17		159.27	2.10
{ 下大網	118.19	大 あ み	112.17	大 あ み	97.17	
{ 上大網	100.06	大 あ み	45.00	にし大あみ	62.10	
芝 原	226.12		334.25		331.24	△ 3.01
{ 東芝原	118.12	志者わら	255.05	芝 原	77.05	
{ 西芝原	108.00	志ばわら	52.20	西 芝 原	150.05	
		しはわら	27.00	芝 原	29.00	
				西 芝 原	75.14	
大 料	168.29	大 連 う	159.27	大 連 う	140.14	△ 19.13
下 伏 戸	177.13	ふ せ と	125.15	ふ せ と	61.00	△ 64.15
中 田 部	70.00	中たなへ	57.01		110.26	53.25
				{中田辺 中たなへ	{57.00 53.26}	
足 崎	234.12		216.15		242.20	
		{あしさき	108.00	上あしさき	95.25	26.05
		{下あしさき	108.15	あしさき	44.10	
				下あしさき	102.15	

そこで、文禄・元和の両検地帳が共に同一の小字名を記録している三六小字のうち、現在も同じ小字名が残されていてその所在を確認できる二六小字について、小字ごとの田畠面積を集計してみると表六のようになる。ここで注目されるのは、小字飛田森と飛飼田のように文禄と元和間に田畠面積の増減を示さなかつた小字は例外的な

Ⅴ 近世の高槻

表6 小 字 別 田

現 在		文禄3年		元和4年		文禄~元和 間の増減面積
小字名	面積	小字名	面積	小字名	面積	
	畝歩		畝歩		畝歩	畝歩
木ノ内	118.12	きの内	68.00	木ノ内	106.00	38.00
木ノ前	128.24	木のまへ	168.05	木ノまへ	127.05	△ 41.00
宛ヶ本	122.01	あてかもと	117.25	あてかもと	113.21	△ 4.04
坪 井	143.27	つほい	104.25	つほい	95.26	△ 8.29
一町田	114.15	一町田	106.20	一町田	43.11	△ 63.09
大 田	171.25	大 田	89.00	太 田	63.03	△ 25.27
五 戸	205.21	五たう	119.15	五たう	129.00	9.15
竹 殿	160.10		74.05		63.11	△ 10.24
		{たけとの	35.00	竹 殿	42.15	
		{竹のとの	39.05	たけ殿	20.26	
油新開	152.29		60.15		24.20	△ 35.25
		{あぶらしんかい	43.15	あぶらしんかい	14.25	
		{あぶしんかい	17.00	あぶしんかい	9.25	
発開田	115.27	ほっかい田	82.20	ほっかいてん	1.00	△ 81.20
梶 井	101.07	かちい	88.15	かちい	85.10	△ 3.05
飯 森	123.08	いもり	94.20	ゐ、もり	120.20	26.00
飛田森	108.14		109.05		109.05	0
		{ひだもり	57.05	ひだもり	57.05	
		{前ひだもり	52.00	ひだもり	52.00	
飛飼田	123.19	ひかいい田	106.15	ひかいた	106.15	0
見滝田	119.27		104.20		215.15	110.25
		{みきた田	39.00	みきた田	150.15	
		{みきた田	65.20	みきたてん	65.00	
舟 形	159.22	ふなかた	100.00	ふなかた	23.29	△ 76.01
八ノ坪	107.29	八ノつば	97.10	八ノつば	101.10	4.00
馬 塚	88.06		54.20		105.20	51.00
		{馬つかさ	30.10	馬つかさ	30.10	
		{馬つかさ	24.10	馬つかさ	51.00	
				馬つかさ	24.10	

存在で、ほとんどの小字が田畠の面積を変化させていることである。これらのうち高槻村城西部の水田地帯に位置する大網・芝原・大料・下伏戸・足崎や、高槻村城北部の木ノ内・木ノ前・飯森・見滝田・八ノ坪・馬塚・溝添、それに村城西辺の清水・中田部など、江戸時代の城下町に含まれなかった小字(図一〇)には田畠面積を増加させた小字と減少させた小字とが混在していて、当時なお小字の境域が確定していなかったことを示している。

これに対し、高槻村城の東辺に位置し、その一部に江戸時代の城下町屋地区をも含む小字宛ヶ本・坪井・一町田・大田・五戸・竹殿や城下町南部の油新開・発開田と梶井、および町屋地区に全城が包含されている舟形といった小字では、五戸を除いてどの小字とも田畠面積を減少させている。このように、城下の町屋地区を含む小字のほとんど全てが文禄・元和間に田畠面積を減少させていることは、単に小字の境域が未確定であったということだけによるものではなく、文禄検地帳に登録されていた田畠の一部が町屋地区の拡張整備によって宅地化されたことを示しているものと考えられる。

検地帳に示された以上のような変化を総合すると、高槻では元和年間の城地拡張に伴って町屋地区もまた大幅に改変され、整備されていったことが推定される。すなわち、元和元年に本丸の南側に幕府直轄の「二



写51 新川之町界隈(市内京口町付近)

万石御蔵」が建設されたのを受けて、その東側に接する小字練兵場・三之丸・墓三之丸の地区が城内の武家屋敷に編入され、天正・文禄期には一五五筆の屋敷地を有してこの地区に位置していた城外の集落「ほつかい」が移転を余儀なくされた。この移転屋敷を収容し、城下の町屋地区を整備するために建設されたのが城東を南北に走る本町と八幡町間の南北街路と、城北の川之町から新川之町を経て京口に至る東西街路であった。この東西街路沿いの町屋が元和検地帳に「市町」と注記された屋敷であったと推定される。

城下町高槻はこの元和期の大改造によってその城下町プランを大幅に変更させ、外堀に囲まれた城内は武家屋敷のみによって占領されるようになった。このように外郭内にはもっぱら武家屋敷だけしかとどめない型の城下町を矢守一彦は「郭内専土型」と呼び、このタイプは小大名の城下町で、中世末にある程度発達していた都市的集落を幕藩体制の成立期に改編した城下町に多くみられ、そこでは近世城下町の顕著な特色とされている軍事的都市としての配慮や、階層的身分制を反映した城下町の地域制がもっとも見事に顕現しているという。

江戸時代の高槻城下のプランは、矢守が「郭内専土型」の特色として指摘した事項をそのまま反映して典型的な近世城下町の様相を示していた。前述した元和期の大改造は、天正・文禄期の「総郭型」プランから江戸時代の「郭内専土型」プランへの改変を実現したものであり、この過程で、かつては総郭内に組み込まれていた柴屋町と魚屋町の地区を郭内と区別する高槻城東北辺の屈曲した外濠が掘削されたものと推定される。

高槻城下におけるこのような城下町プランの改変は、織豊政権下の城下町から徳川政権下の城下町へと

う高槻の歴史的的位置の変化を体现したものとみることができる。

高槻城はその後、寛永十二（一六三五）年に播州竜野から五万二千石を領して入府し、五年間在城して泉州岸和田へ転封した岡部美濃守直勝の時代に城西の出丸が増築され、城地の拡張整備を完了した。

江戸時代 出丸を増築して高槻城の拡張整備を完了させた岡部直勝は寛永十七（一六四〇）年泉州岸和田へ転封になり、代わって下総佐倉から松平若狭守康信が三万六千石の大名として入部した。

しかし、九年後の慶安二（一六四九）年には丹波篠山へ移封され、その跡を受けて高槻城に入ったのが山城神足こうすけから入部した永井日向守直清であった。永井氏はその後幕末まで、一三代、二〇余年間にわたって三万六千石の高槻藩を支配し続けた。

この永井氏時代の高槻城と城下町については数種類の絵図が残されており、これらのうち比較的初期の状況を示す二枚（仏日寺所蔵）は『高槻市史第四卷（二）史料編Ⅰ』に付図として収録されている。一方、幕末期の様子を描いたものとしては万延元（一八六〇）年に作成された「久米路山龍ヶ城高槻城内外ノ図」（藩士和久光徳翁所蔵）の写本、北本好武氏所蔵）があり、図一三はこの絵図をもとに明治前期の地籍図を参考にして正しい縮尺で描いたもので、慶応三（一八六七）年の「家並図」（高槻市役所所蔵）が残されている町については、これらの家並図に示されている町屋の屋敷割をも記入した。以下、これらの城下絵図を中心に江戸時代の高槻城と城下町の様子を概観しておこう。

高槻城は芥川扇状地の扇端部、沖積低地との境界付近に位置する典型的な平城ひらじょうで、外堀によって囲まれた城地の平面形は全体として北に突き出した凸形を呈していた。この城地の中央部には内堀をめぐらした本丸と

二の丸が南北に並び、その東側と南側を厩廊（「町間入高橋絵図」は三之丸と記す）と弁財天廊が逆L字形に囲って、高槻城の中核部にあたる内廓を構成していた。一方、内廓の北側と東側に広い敷地を占めていた三の丸は、南側の蔵屋敷や西側の帯曲輪・出丸とともに外廓として据えられたもので、全体としては連廓式の縄張り有していたといえることができる。

本丸は東西五〇間（九八メートル）、南北三〇間半（六〇メートル）の規模を有し、周囲を石垣と土居で囲まれていたが、石垣が築かれていたのは南辺と西辺のみであった。

本丸の囲郭の内部は建造物を有しない広場になっており、石垣の交点にあたる南西隅には高さ三間（五・九メートル）の櫓形の上に三層の天守閣がそびえていた。本丸の北西隅と南東隅には二層の矢蔵（櫓）が配され、南東隅の櫓から北方へ向かつては、本丸の東辺を限る土居の上に、延長一七間（三三・五メートル）、幅二間（三・九メートル）の長櫓が続いていた。本丸北辺の東寄りには枳形門があって二の丸へ渡る橋が架けられていたが、この枳形は東西二一間（二・七メートル）に対して南北が三間（五・九メートル）にすぎず、異常に扁平な平面形を有していたのは、東西に細長い本丸広場の南北幅を圧迫しないための配慮であったと考えられる。



写52 城下の武家屋敷（市内出丸町）

本丸の北側には幅一三間（二六メートル）の堀を隔てて二の丸があり、そこには五棟の建物から構成される城主御殿があった。城主御殿の内部がどのようになっていたかは不明であるが、万延元年の「高槻城内外ノ図」は二の丸の南東隅に築山つとまを描いており、この一画には庭園が築かれていたものと思われる。二の丸の東・北・西の三辺は高さ四間五尺（九・五メートル）の土居で囲まれ、その上には築地塀がめぐらされていたが、本丸にたいする南辺の土居は高さ一間（二メートル）にすぎず、築地塀は欠如していた。二の丸の北西隅には二層の櫓があり、北辺中央には簡略な枳形を伴った不明門があったが、ここには橋はなく、東辺南半部の枳形門から三の丸に通じていた橋が二の丸への唯一の出入口になっていた。この枳形は東西一〇間（一九・七メートル）、南北九間（二七・七メートル）の規模をもち、本丸の枳形より大きかった。

本丸と二の丸を囲む堀は、本丸の東側、厩廊との間が二三間（四五メートル）ともっとも広く、深さも二間半（五メートル）と最大であった。その他の部分の深さはいずれも一間半（三メートル）と記されており、幅は本丸の南側が一三間（二六メートル）、本丸と二の丸の西側が一四間（二八メートル）、二の丸の東側が二二間（二四メートル）であった。

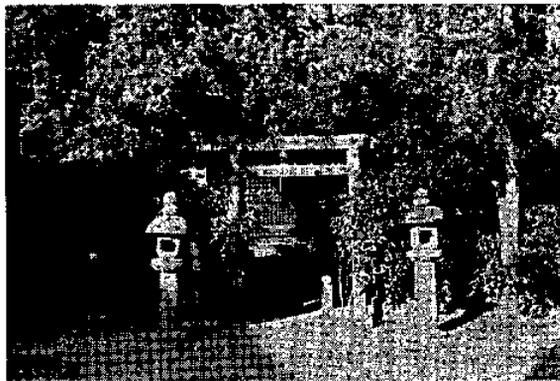
厩廊は東西二〇間（三九メートル）に対して南北は一〇四間（二〇五メートル）と細長く、北端西側と東側中央部に枳形門があり、それぞれから三の丸に通じる橋が架けられていた。永井氏の入部後それほど年代を経過しない時期に作成されたものと推定される「高槻城絵図」は、この廓に九軒の武家屋敷と厩を描いているが、その後数十年を経過した一八世紀前半頃の状況を示すと思われる「町間入高槻絵図」やその後の絵図はいずれもこれらの建物を記入してはおらず、北東部の一画に役所風の建物を図示しているのみである。この

ことは、この廓が一七世紀後期に公用地化されたことを示すものとして注目される。

弁財天廓は本丸の南側を東西に細長く伸びる帯曲輪で、東西の長さ七六間（二五〇メートル）に対し、南北の幅は二二間（四三メートル）にすぎず、南面中央部に不明門があったほかは、まったく建築物を有しなかった。弁財天廓という名称は、この廓と既廓との接点の北側、本丸東方の堀の中に作られた小島に弁財天の祠が祀られ、参詣のための小さな橋がこの廓から架けられていたことに由来する。

既廓も弁財天廓も、ともに外側に面した東側と南側にのみ土居をめぐらし、本丸や二の丸に面する内側には土居が築かれていなかった。既廓の東方、三の丸との間の堀は幅八間（二六メートル）深さ一間半（三メートル）、弁財天廓と蔵屋敷の間を画する堀は幅六間（二二メートル）深さ一間（二メートル）で、高槻城の堀の中では一番小さなものであった。

三の丸は既廓の東側と二の丸の北側、すなわち凸形の突出部とに分かれ、整然と区画された武家屋敷がその大部分を占めていた。このうち既廓東方の地区が三の丸の中核部をなし、東西三三間（六五メートル）南北五〇間（九八メートル）と本丸よりもやや広い敷地を有していた三之丸御殿をはじめ、三嶋・田中の両家老屋



写53 高槻城内にあった弁財天社
（現在は野見神社境内・市内野見町）

敷や郡奉行・足軽大将・普請奉行などと注記された重臣クラスの武家屋敷が並び、藩政の中核地区でもあった。この地区の西端、厩廓に面する堀端には桜の並木が植えられて風情をそえ、並木沿いには延長三町八間（三七〇メートル）の桜馬場が設けられていた。一方、東辺中央には東大手の枳形門（二二間×二二間）があって城下の本町へ通じる通路が開かれ、桜馬場の南端からは南大手の枳形門（二四間四方）を経て城南の侍町や土橋町に通じていた。

二の丸北方の三の丸には牛頭天王（現野見神社）の境内が大きな敷地を占め、その北方には街区状の武家屋敷が形成されていた。「高槻城絵図」はこの地区にも足軽大将や郡奉行・使役といった職務を注記された武士の居住を示し、北端には中間大部屋・鷹部屋といった施設を描いている。また北辺東寄りには北大手の枳形門（二二間×九間）があった。

井財天廓の南方に位置した蔵屋敷は、大坂夏の陣の直後に幕府直轄の「二万石御蔵」を建設するために造成された廓で、「高槻城絵図」は四棟の蔵屋敷と二棟のエンシャウクラ（焙硝蔵＝火薬庫）および会所を描いているが、「町間入高槻絵図」は幕府をはばかってか、この地区については記載を欠いている。幕末期の絵図はこの地区に梅林と的場を記しており、「二万石御蔵」廃止後の状況を伝えてくれる。

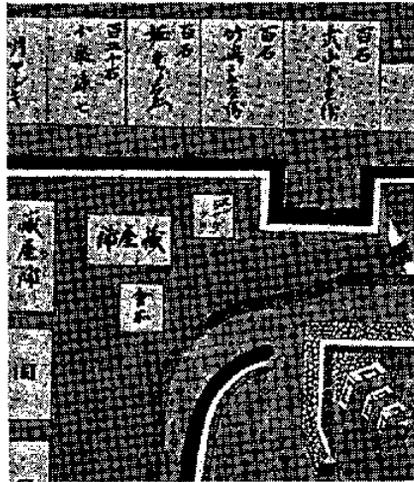
本丸・二の丸の西側を南北に細長く伸びる帯曲輪は、西方の出丸に向かって不明門が作られていた以外、特別な施設をまったく有しない廓で、「高槻城絵図」に描かれていた二棟の材木蔵も、その後の絵図ではすべて消滅している。

以上の三の丸・蔵屋敷・帯曲輪までが元和年間の高槻城拡張工事によって整備された城域で、これらの廓

の外周はいずれも高さ四間一尺（五尺）の土居で防備され、土居の上には築地塀がめぐらされていた。城門としては北・東・南の各大手門が開かれ、要所には三カ所の櫓が建設されていた。外周を取り巻く堀は、北辺と東辺では幅一三間（二六メートル）深さ一間半（三メートル）であったが、南辺では蔵屋敷の南部で幅一四間（二八メートル）、三の丸南東部では幅一八間（三五メートル）と広くなり、深さも二間（四メートル）になっていた。

これらに比べると、寛永年間、岡部氏の時代に増築された出丸は防備も手薄で、西辺と南辺に高さ三間半（七メートル）の土居をめぐらすのみで、櫓はもちろんのこと土居上の築地塀すら作られておらず、外周の堀も幅一〇間（二〇メートル）、深さ一間半（三メートル）にすぎなかった。出丸の規模は東西三〇間（五九メートル）、南北三町四〇間（四三三メートル）で、南北両端に通路が開かれていた。内部の土地利用は時代によってかなり変遷した模様であるが、中級武士の屋敷や下級武士の長屋が建てられていた。

*以上、城郭の規模はすべて「町間入高槻絵図」（仏百寺所蔵）によって表示した。また、メートル法に換算した注記については、この絵図に記載された街区の長さとして、現在も遺存する街区の長さとして、一間＝六尺五寸＝一・九六九五メートル



写54 エンシャウグラの図
（「高槻城絵図」より）

ルとした場合にもっともよく符合し、また慶応三年の「家並図」が町屋の規模を「六尺五寸間」で記していることから、この換算値によって計算した値をもとに、土地の場合はメートル未満を四捨五入し、建物の場合はセンチメートル台を四捨五入して、メートル単位で注記することにした。

高槻城本丸 このような規模と構造を有していた高槻城も、一八七四（明治七）年から開始された大阪・石垣の発掘

京都間の鉄道（現在の東海道本線）建設に要する石材調達のため、本丸をはじめ二の丸・三の丸の石垣や土居が破壊され、一九〇九（明治四二）年からは残された城跡に工兵大隊が駐屯して城地の開平が進められた。その結果、城内の各廓はまったくその面影すらとどめなくなり、わずかに残された出丸と外堀の輪郭のみが一九四八（昭和二三）年

撮影の空中写真（写五五）に写し出されている。これらの遺構もまた、その後の学校建設や公園整備、急激な宅地化によって次第に失われ、今日では往時の痕跡を見出すことすら困難になっている。

ところが一九七五（昭和五〇）年五月、府立島上高校正門前で行われた下水道工事の際、数十点の瓦片とともに、一辺が一米メートル以上もある花崗岩の切石が七個掘り



写55 高槻城の痕跡をとどめる出丸と外堀
（空中写真：10000分の1、1948年）

1メートルの切石を並べて築かれ、この上に石垣が積み上げられていた。積み方は、横目地が比較的通った打ち込み接ぎ（たぎ）になっている。一方、外側の石積みに用いられた石は内側の石よりやや小さく、自然面を多く残す割石（いわゆるソゲ石）で、整然と積み上げられた石組みというより、石垣の基礎を固めるために落とし込まれた石が重なったものであった。

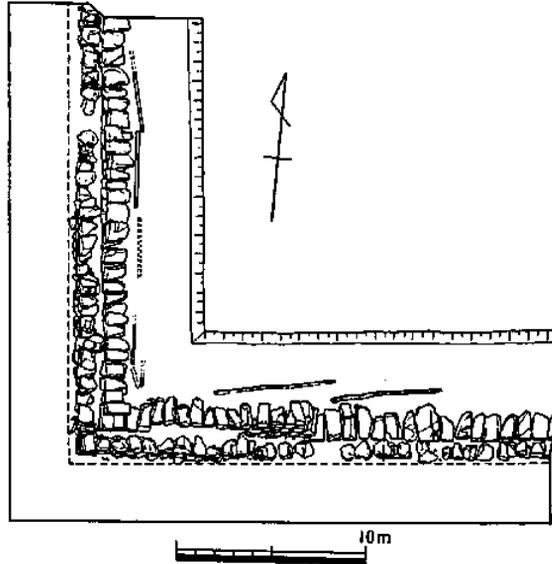


図14 高槻城本丸石垣実測図（教育委員会提供）

出された。この地点は本丸の枳形門に比定されることから、これらの石材は枳形門に付随した石垣の一部を構成していたものと推定され、高槻城の遺構が地下深くには今日もなお残されていることが判明した。折しも同年一二月、今度は同校体育館の改築工事現場から高槻城の石垣と考えられる石列が発見され、大阪府教育委員会と高槻市教育委員会によって発掘調査が行われた。

調査地区は本丸の南西隅にあたり、図一四にみるように、L字形に交差している東西方向と南北方向の石積みが検出された。石積みは二重になっており、内側の石積みは小口（こぐち）（切断面、切り口）の一辺約〇・六メートル、控（ひか）（奥行き）約一・二メートルの切石を並べて築かれ、この上に石垣が積み上げられていた。積み方は、横目地が比較的通った打ち込み接ぎ（たぎ）になっている。一方、外側の石積みに用いられた石は内側の石よりやや小さく、自然面を多く残す割石（いわゆるソゲ石）で、整然と積み上げられた石組みというより、石垣の基礎を固めるために落とし込まれた石が重なったものであった。

これらの石積みは、明治前期の鉄道建設で上部の石垣が破壊された際にも、地中深く埋もれていたため破損をまぬがれたものであり、本丸石垣の基底部を構成していたと考えられる。したがって、発掘されたのは最下層の切石から五段目までにすぎなかったが、この調査によって石垣基底部の構造が解明され、高槻城本丸の石垣が現在の地表下約五メートルという深い所に作られたきわめて周到な基礎土台の上に築かれていたことが明らかにされたことは、現存する多くの城郭の石垣の土台が地下深く埋もれていて、ほとんど調査できない実情にある今日、大きな意義を有するものであった。

このほかにも、この調査によって明らかにされた事項は少なくないが、明治・大正期の地表開平によってその正確な位置すら不明になっていった本丸の所在地を確定できたこと、また石垣の構築法などから発掘された石積みの構築年代が元和年間と推定され、前述した元和期の高槻城整備が本丸の修築にまで及んでいたことが確認されたことなどは貴重な成果であった。

なお、検出された石積みは調査後再び埋め戻されて地下で保存され、調査中に移動した若干の石材は島上高校の一面に石垣の一部を復元して一般に公開されている。

城下町の景観

高槻城外堀の外側に続く城下町は、東西約六〇〇メートル、南北約九〇〇メートルという小規模なものではあるが、その構成はかなり複雑で、必ずしも整然と整ったものではなかった。全体としては城北と城東に城下町の主要部分が配置され、城南には土橋町の武家屋敷と町屋が形成されていた。一方、出丸西方の城西地区は、少なくとも一八世紀前半までは田畑のまま残されていたが、幕末期の城下絵図はこの地区にも足輕屋敷を描いており、江戸時代の後半にこの地区の宅地化が進められたこと

を示している。

以下、城下の主要な構成要素であった武家屋敷・町屋・社寺・足軽屋敷等について順次見ていくことにしたい。

高槻城下が元和期の大改造によって「郭内専士型」のプランを有するようになったことはすでに述べたが、「郭内専士型」といっても、すべての武家屋敷が郭内＝城内に収容されたわけではなく、約半数の武士は城下に屋敷を構えていた。城下の武家屋敷は大きく三つのグループに分けられる。その一は城北から城東にかけて、外堀の外側に沿って続く道路に面して配列する武家屋敷で、いずれも一〇〇〜二〇〇石クラスの武士が居住していた。その二は城下の北西部、出丸の北方に配置された一群で、五〇〜一〇〇石クラスの中級武士が多かった。この地区は伊賀町と呼ばれ、遠見遮断のため鍵形に屈曲した街路が高槻城下ではもっとも典型的に見られる。その三は城南の外堀と土橋町の町屋との間に見られる武家屋敷で、大は四〇〇石の足軽大将から小は五〇石の中級武士まで、各階層の武士が混在していた。

高槻城下の経済活動を支える商工業者の居住地であった町屋は、城東から城北にかけて集中的に配置され、これらの地区が城下町の中心市街を形成していた。城東では、城下町北東隅の馬町から南へ、本町・新



写56 八幡神社(市内八幡町)

本町・八幡町の各町屋が南北に連なり、途中、高槻城の東大手口正面に当たる新本町と八幡町との間には、御使者屋敷と武家屋敷が挿入されて町並みが切断されていた。また、本町から東方へ向かつては、当時淀川の河港として淀川水運と高槻城下を結び役割を担っていた前島に通じる街道（前島道）が派出し（この分岐点には今日もなお文政八（一八二五）年に立てられた道標が残されており、その一面に「右八はた淀前島舟のり場」と記されている）、その両側にも二〇軒あまりの町屋が並んでいた。この町屋は「元和検地帳」に「まへ志ま口」と記されたものであるが、「町間入高槻絵図」では「老町田」になっており、老町田口（前嶋口）の木戸があった。一方、八幡町の南端で東に折れた街路は枚方への渡船場であった大塚町へ通じており、ここには「大塚田町」と呼ばれた町並みが形成され、大塚口の木戸が設けられていた。

城北の中心街路は川之町から新川之町・馬町の北端を経て京口に至る東西街路で、「高槻城絵図」と「町間入高槻絵図」がともに、この街路の中央を流れる水路を描いていることが注目される。この水路は、幕末期の城下絵図や「家並図」ではすでに、現在と同じように、川之町では街路の両側に、新川之町では街路の北側に寄せられた側溝として示されるようになっていた。しかし江



写57 川之町の風景（市内城北町一丁目）

戸時代の前期には水路が街路の中央を東流していたのであり、現在もお川の町の部分の街路幅が、その延長部に当たる北大手交差点から東行する街路（高槻城

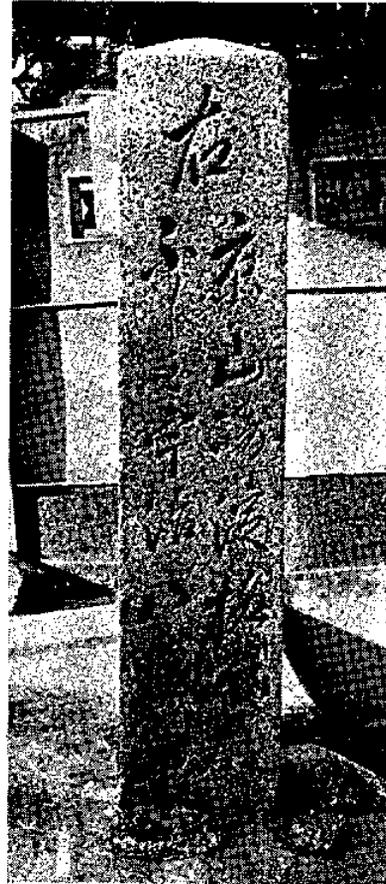


写真58 京口の道標（市内京口町）

絵図」はこの部分だけ道幅が狭く、水路は街路の南側に沿った側溝として描いている）の二倍以上も広く、またこの狭隘部をすぎると新川之町の街路幅が再び広くなり、狭隘部南側側溝の延長が街路の中央部をとおるようになっているのは、その名残りをとどめるものである。「元和検地帳」では単に「市町」と記されたにすぎなかったこの地区が、その後川之町・新川之町と呼ばれるようになったのは、江戸時代前期のこの地区が、街路の中央を流れる水路を有する「川のある町」だったことによるものであろう。川之町の東端（現在の北大手交差点）からは北へ向かって、今日の城北通商店街の前身にあたる町屋が派出していた。この部分について「町間入高槻絵図」は北口町、「高槻城内外ノ図」は田町と記しているが、行政区画上は川之町に含まれていた。

城北中心街路の東端は北に折れて八丁松原に続き、西国街道から高槻城下に入る場合の表玄関にあたって

いた。逆にいえば、高槻城下から京都へ向かう場合の出入口に当たっていたわけで、このことから京口と通称され、京口木戸が設けられていた。明治初年に描かれた高槻城の鳥瞰図（三忠旅館所蔵）は、八丁松原を進んできた大名行列が京口の水路に架けられた木橋を渡って、今まさに城下に入ろうとしている様子を描写している。そこには瓦葺きの京口木戸も見られ、木戸外の茶店がわら葺きの寄棟造りで描かれて、店先では鶏が餌をつついているのでかな風景を伝えてくれる。京口に残されている二本の道標（写真五八）もまた、この地区の交通上の重要性を示すものである。

本町の西、高槻城北東部の外堀との間には魚屋町と柴屋町が東西に並び、その北辺を限る街路沿いは横町と呼ばれていた。これらのうち魚屋町と柴屋町は直交状街路で区画され、「短冊型（京型）」の屋敷割を示す高槻城下唯一の地区であり、前述したように高山右近時代の町屋地区の名残りを伝えるものと推定される。慶応三（一八六七）年の「家並図」は柴屋町を小名こなとして横町に含めている。

一方、川之町の西端から屈折して芥川に通じる街道沿いにも町屋が形成されており、「高槻城絵図」は川之町西端の北西側に接する一面に「大工町」と注記している。しかし、この呼称は「町間入高槻絵図」には記されておらず、代わってその北端から西北西へ伸びる街路に「紺屋町式町十四間」と記入し、その西端に芥川口の木戸が描かれている。この木戸を出た後、天神道を北上し、まもなく西に折れて北西方に進むと芥川に達するわけで、この道は高槻城下と西国を結ぶ役割を有していた。

城東・城北の町屋地区に比べると城南のそれは極めて貧弱で、わずかに土橋町と高西町の家並みが見られ、たにすぎなかった。それも土橋町は東西に伸びる街路の北側を武家屋敷に占拠されて、南側だけに町屋が続

く片側町であり、その西に続く高西町は町屋地区の延長が一町二五間にすぎなかった。とはいえこの地区の交通上の位置は重要で、土橋町の中央付近に設けられていた大坂口の木戸を出て南に伸びる道は、下田辺村を経た後芥川を渡り、芝生から唐崎・三島江・柱本と淀川右岸の堤防をたどって大坂に通じていた。また、高西町の西端には富田口の木戸が設けられ、ここから西へ向かう道は富田・茨木の町場を通して、これまた大坂につながっていた。

次に城下の社寺についてみると、神社としては牛頭天王（現在の野見神社）と弁財天が城内に鎮座していたほか、城下では八幡町に八幡社があったのみであった。これに対して寺院は、「高槻城絵図」に理安寺・光松寺・本行寺・御堂・円成寺の五カ寺が描かれており、「町間入高槻絵図」ではさらに是三寺と淨因寺が追加され、本行寺と光松寺の前の小路には「寺町筋彦町廿六間」と記入されている。幕末の「高槻城内外ノ図」はこの小路に寺ノ前町と注記して、この地区が高槻城下唯一の寺町地区であったことを示しているが、その実態は理安寺も含めて三カ寺が並ぶにすぎない小規模なものであった。この図はまた、御堂の位置に本照寺と久宝寺という寺院名を記入している。

城下町の最外郭に配置されることを常とする足軽屋敷は、「高槻城下絵図」では城下町の最北端に描かれ



写59 足軽屋敷あと（市内城北町二丁目）

Ⅶ 近世の高槻

表7 高槻藩家臣団の階層別構成

知行高	17世紀後半	延享2(1745)年	
		人数	階層
1001石以上	1人	1人	} 家老 老格 級
501～1000石	2	2	
301～500石	7	6	} 物頭 級
101～300石	46	58	
50～100石	64	52	} 平士 級
50人扶持	2		
10～50石		2	} 下士 級
23人扶持～ 銀100匁		235	
1人半扶持			
不明	8		
	130	356	

注) 「高槻城下絵図」(17世紀後半、仏日寺所蔵)および「高槻御家中名寄」(延享2年、中部：前掲書所収)による。

ており、片岡組・高津組・大嶋組・和田組・山田組・内藤組・坪井組・長田組の八組に編成されていた。この地区は今日の阪急高槻市駅の南部から西方へ続く一画で、城北町二丁目の南西部と同一丁目の北東部にまたがり、幅の狭い路地に囲まれた狭長な街区が往時の面影を伝えている(写五九)。

この絵図はまた、出丸の北西方から紺屋町の南端まで、城下の西辺北半部に歩行長屋が続いていたことを示している。「町間入高槻絵図」になると、これらに加えて城下町の南東隅にあたる八幡町の東方、大塚田町の北方に五列の「足軽小屋」を描いている。いわゆる東組足軽屋敷で、永井氏の入部後寛文十(一六七〇)年頃までに形成され、その東端には鉄砲場が設置されて、射撃練習の銃声がひびいていた。「高槻城内外ノ図」はさらに、出丸西方の外堀の外側にも足軽屋敷が形成されていたことを示しているが、その詳細について

第二章 町と村の形成と展開

は不明である。

高槻城下の 城下町の住民は大
人 口 部分が武士と町人

であり、その他に若干の神官や僧侶が含まれていた。一般に、城下町における武家人口と町方人口の比は両者がほぼ等しいか、または武家人口が町方人口の七〇八割とやや少ないかであり、武家人口が町方人口をはるかに上回る城下町は例外的な存在であった。

高槻藩の場合、家臣団の人数が判明する史料は必ずしも多くないが、慶安二（一六四九）年に永井直清が高槻へ入部した際、御供をした者として氏名を列挙された家臣は一三六名であった〔近世口〕。ま

表8 城下町高槻の石高・戸口の変遷

時代	出典	村高	家数	人口		
				総数	男	女
貞享～ 元禄期 (1684～ 1704)	領内総名寄	石 575.607 388.378 (城地)	新 411	1,723 695	863 (上ノ外ニ男 女僧侶の者)	860
		計 963.985	計 2,418			
享保元年 (1716)	巡見ニ付改 (森田家文書)	543.余 421.余 (城地)	644 (上田部領を含む)	2,448		
天明元年 (1781)	巡見諸事覚 書 (備村家文書)	543.337 420.648 (城地)		1,865	949	916
明治12年 (1879)	高槻村村誌 上田部村誌 村誌	計 963.985	779	3,146	1,555	1,591
			内	士族 367 ^戸 1,488 平民 402 1,658 社寺 10	726 829	762 829
			243	1,023	523	600
			内	士族 109 ^戸 436 平民 134 687 社寺 5	225 298	211 389

た、「高槻城下絵図」には総数一三〇名の武家が姓名を記されている。一方、中部よし子〔前掲〕によると、延享二（一七四五）年の「高槻御家中名寄」に登録された家臣団は、侍と足輕を合わせて三五六人であった（表七）。このうち二三五名（六六パーセント）が足輕級であり、五〇石以上の知行高を有する平士級以上は一八九名で、その知行高別階層構成は「高槻城下絵図」に記されたものとよく似た構成を示している。

かつて、彦根城下の人口構成について詳細な検討を加えた矢守一彦は、武家の場合、同一屋敷内に居住する人口が平士級以上で平均八人弱、足輕級では五人前後であったと述べており〔幕藩社会の地域構造〕、この数字を前述の高槻藩家臣団構成に適用すると、高槻城下の武家人口は平士級以上で一、〇〇〇人弱、足輕級で一、二〇〇人弱、合計二、二〇〇人足らずであったということになる。

これに対して町方人口は、貞享（元禄期（一六八四～一七〇四年）の状況を記したものと推定される「領内総名寄」によれば、表八に示したように、借屋人をも含めた総人口が二、四一八人であり、享保元（一七一六）年の「巡見ニ付改」では二、四四八人となっている。

したがって、一八世紀前半における城下町高槻の人口総数は四、六〇〇人前後で、町方人口の方が武家人口より若干多いという、城下町一般の人口構成と類似した様相を示していたものと推測される。

しかし、一八世紀後期の天明元（一七八二）年には町方人口が一、八六五人にまで減少し、相対的な城下町の衰退を暗示している。いささか年代はとぶが、廃藩から八年を経過した一八七九（明治一二）年に作成された「高槻村村誌」は、同年の高槻村の総人口三、一四六人のうち、士族は一、四八八人、平民は一、六五八人であったと記録している。士族の場合は廢藩に伴って転出した者も少なくなかったと推定されるが、

江戸時代の町方人口を継承した平民の人口が一段と減少していることが注目される。

城下町の 高槻城下の町方は、前述したように八幡町・新本町・本町・横町・魚屋町・馬町・新川之

社会構成

町・川之町・紺屋町・土橋町・高西町の一一町に分けられていたが、全体としては行政上高

槻村と呼ばれていた。町方の行政・司法・警察を担当する藩の役人としては町奉行があり、「高槻城下絵

図」は東大手の八幡町と新本町の間に屋敷を構えていた小瀧源兵衛(二〇〇石)に町奉行と注記している。町

奉行のもとで直接町政を運用したのは町方の有力商人の中から選任された惣年寄と惣年寄心添の二人で、そ

れぞれの町には年寄が一人ずつ置かれていた。「高槻城内外ノ図」は本町と横町の交差点南側にあった高札

場をひかえた一区画に「惣年寄紙屋八郎治」と記しており、万延元(一八六〇)年には本町に住む有力商人

紙屋八郎治が惣年寄を勤めていたことを示している。また、慶応三(一八六七)年の各町家並図には、いず

れも惣年寄治郎兵衛と同心添堀六左衛門が署名している。このうち堀六左衛門は横町家並図の魚屋町との交

点北側にその名を記されているが、治郎兵衛の名は残されている限りの家並図には見当たらない。

高槻城下の町方がどのような社会構成を有していたかを物語る史料は今日ほとんど残されておらず、わず

かに慶応三年の各町家並図によって、その片鱗をうかがい知ることができるのみである。その家並図も原本

が伝えられているのは八幡町・横町・魚屋町・馬町・川之町の五町のみで、本町と紺屋町については写本で

あるため原本に比べて記載内容の一部が変更されたり、簡略化されたりしている。新本町・新川之町・土橋

町・高西町については家並図が残存していない。

これらの家並図の一例として川之町のものを示したのが図一五で、そこには今日の北大手交差点から東西

第二章 町と村の形成と展開

人 を 有 す る 者		持家 数	支数 配家	二軒 の家 数	その他
業種に関する屋号	その他の 屋号				
		14軒	3軒	1軒	番屋家 是三寺 八幡宮
樽屋 こんや 大工(2)橋 屋(2)		7	1	1	
魚屋(2)わらや 以上 9人					
蝦治屋 紙屋 以上 5人	松屋	5		6	
		1	3		円城寺 借家5軒
苴屋 油屋(2)柿屋 碗屋 新本屋 筒屋(2)		19	3	1	番屋家
足袋屋 大白更紗屋 以上 14人	新井菱戎屋 以上 7人				
銚子屋 紙煙草屋(2)万屋 紺屋(3) 新鱗住丸京大寺 以上 14人	家屋(3) 屋(3) 丸黒子 以上 11人	6	2	3	御預所御 役所

図は明治初年の写本で、全戸に屋号記載がなく、その代わり姓が記されている。
西町については家並図が残存していない。

Ⅱ 近世の高槻

表9 高槻城下の町別町屋構成

町名	家数	姓を有する者	姓を有しない者	家持	
				家	号
					地名に関する屋号
八幡町	69軒	1軒	49軒		
新本町	34				
横町	30	3	2	京屋 天王寺屋(2) 日野屋 伊勢屋	以上 5人
魚屋町	26	1		大和屋 山形屋 明石屋 近江屋 大津屋 河内屋 三宅屋 唐崎屋	以上 8人
馬町	42	2	35		
新川之町					
川之町	64			天満屋(4) 丹波屋(3) 奈良屋 平野屋 服部屋 松本屋 池田屋 若狭屋 上野屋 灘屋 西口屋 天王寺屋 窠屋	以上 18人
紺屋町	64			堺屋 福島屋 肥前屋 丹波屋(3) 清水屋 服部屋(2) 古曾部屋 山城屋 八幡屋(3) 西島屋 桜井屋 安威屋 高砂屋 武蔵屋 三島江屋 茨木屋 京屋 筑前屋 山家屋 大和屋 吉野屋	以上 26人
土橋町					
高西町					

注) 1. 慶応3年の各町家並図(高槻市役所・横山家所蔵)による。ただし、本町の家並八幡町と馬町の家並図は全戸に屋号記載がない。新本町・新川之町・土橋町・高

2. ()内の数字は同じ屋号を有する家持人の数。()の無いものは各1軒。

南北に連なる家並みが一軒ずつ詳細に描かれ、各屋敷には名請人の名前と間口の長さが記入されている。街路を横切る水路は石板で覆って通行の安全を確保し、北大手交差点の南東隅と町の西端には番所があったこと、西端の番所の南隣には小さな地藏堂があり、その南の角には御家中の家屋舗も町屋に接して並んでいたこと、さらには田町北部の街路上には井戸があったことなども読み取れる。

川之町の家数は、番屋を含めて「合六拾四軒」と集計されているが、実際に図示されている家数は、町役を勤めなかった御家中の家屋舗を除くと六三軒しかなく、一軒不足している。これは「二軒役」を勤める家が一軒あったことによるもので、集計された家数は町役を勤める軒数であった。これらの町屋を名請している家持人は四〇人を数えるが、いずれも屋号を注記されており、名字(姓)を有する者および名字も屋号も有しない者は皆無であった。町内居住者の持家となっていた家は一九軒で、このほかに町支配家二軒を含む支配家が三軒あった。これらの持家や支配家に誰が住んで居たのかは不明であるが、居住者がいたとすれば借家人だったということになる。

表九は各町の家並図をもとに町ごとの町家構成を示したもので、町別の家数は八幡町の六九軒を筆頭に、以下川之町・紺屋町・馬町・本町・横町の順に次第に少なくなり、最少の魚屋町は二六軒(二軒役を勤める家が六軒あったので、実際の屋敷数は二〇軒)にすぎなかった。町屋の名請人で姓を有する者は極めて少なく、かれらには有力町人または町医者などであったと推測される。一方、姓も家号も記されず、名前だけで登録されている名請人は八幡町と馬町に圧倒的に多かった。

屋号を有する名請人は、紺屋町の五一人以下、川之町四〇人、横町一四人、魚屋町一三人と、合計一一八

V 近世の高槻

表10 高槻城下における町屋の間口規模別構成（慶応3年）

間口規模	八幡町	本町	横町	魚屋町	馬町	川之町	合計
1 間台	軒	軒	1 軒	軒	軒	軒	1 軒 (0.4%)
2 間台	2	9	2	2	2	5	22 (8.6)
3 間台	20	4	7	2	15	18	66 (25.7)
4 間台	14	7	3	3	9	11	47 (18.3)
5 間台	8	10	9	7	5	10	49 (19.1)
6 間台	8		4	2	7	14	35 (13.5)
7 間台	5	1	2	1	1	2	12 (4.7)
8 ~ 10 間	8	2		1	2	3	16 (6.2)
10 間以上	2	1	2	2	1		8 (3.1)
不	1						1 (0.4)
合計	68	34	30	20	42	63	257 (100.0)

注) 各町家並図（慶応3年、高槻市役所所蔵）による。

人を数えたが、八幡町と馬町には一人も存在しなかった。本町の家並図は明治初年の写本で、屋号の記載がない代わり全戸に姓が記されているが、これらの姓は写本作製時の姓を記入したものと推定される。一一八人の屋号は表九に示したように、地名に由来するものと業種を反映したものの、およびその他の屋号に大別される。

これらのうち、町人の出身地や取引先と関連することの多い地名を冠した屋号の地名を分類すると、唐崎・服部・清水・古曾部・安威・三島江といった高槻近郷の村落名と、平野・池田・灘・堺・八幡・菱木など高槻近郊の町場、さらに天王寺や天満など大坂の地区名、京・大津・明石・高砂・奈良・桜井・吉野などやや遠隔の町場、および武蔵・伊勢・大和・近江・河内・山城・丹波・若狭・筑前・肥前といった国名その他に分けられ、その分布が単に畿内近国のみにとどまらず、東国や九州にも及んでいたことが注目される。

一方、業種に関する屋号もまた多岐にわたり、その業種

数は二五業種にもよる。同一屋号が最も多いのは万屋まんやで、横町に一軒、魚屋町に三軒、川之町に四軒、紺屋町に一軒と、四町で九軒を数えている。これにつぐのは紺屋の四軒、大工の三軒、魚屋・油屋・紙屋・煙草屋の各二軒で、ほかはいずれも一軒ずつであった。高槻城下の中心的街区であったと推定される新本町と新川之町の家並図が残されておらず、本町の家並図も屋号をまったく記していないことは残念であるが、上記四町の中では葎屋・油屋・柿屋・足袋屋・白屋・茶碗屋・鋸屋のこぎりや・大工・万屋・布屋・更紗屋といった多様な屋号を有していた川之町が、地域の日常的な需要に応じる商工業地区として賑わっていたものと考えられる。

「家並図」はまた、紺屋町の写本を除いて、いずれも町屋の間口の長さを記入しており、これらをもとに町屋の間口規模別構成を表示したのが表一〇である。江戸時代の町屋の場合、一般に間口の大小がその家の格式や営業の程度を反映するといわれており、「家並図」でも、惣年寄心添として署名している堀六左衛門の屋敷は一五間四寸と最大級の間口を有し、「高槻城内外ノ図」に「惣年寄紙屋八郎治」と記されていた本町の屋敷は間口一二間半となっている。

表一〇に示した六町全体では、間口三間台のものが四分の一強を占めて最も多く、以下四〜六間台のものがこれに続いており、一〇間以上と大規模なものは八軒にすぎなかった。これを町別にみると、本町・横町・魚屋町といった城下の中心的街区では五間台の間口を有する町屋が最も多く、一〇間以上の町屋も五軒までがこの三町に集中しているのに対し、八幡町と馬町では間口三間台の町屋が多いという対照を示している。また、庶民的な商工業地区であったと推定される川之町の場合、間口三間台の町屋が一八軒と最も多かったとはいうものの、六間台一四軒、四間台一一軒、五間台一〇軒と続き、町屋規模の格差はそれほど大きくな

Ⅱ 近世の高槻

表11 八幡町住民の家族構成と家族人数（明治2年）

家族構成	家族人数								計
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	10人	
戸主のみ	6(4)								6(4)
単身戸主とその子		2	4(1)						6(1)
単身戸主とその子と親・兄弟				1	1				2
単身戸主と親・兄弟・親族		2	3	1	2		1		9
戸主夫婦のみ		2							2
戸主夫婦とその子			6	4	2(1)				12(1)
戸主夫婦とその子と孫				1					1
戸主夫婦とその子と親・兄弟・親族					2	1	1	1	5
戸主夫婦と兄弟			1	1					2
戸主夫婦と息子夫婦				3					3
戸主夫婦と息子夫婦とその子					2	1			3
合計	6(4)	6	14(1)	11	9(1)	2	2	1	51(6)

注) 1. 明治2（1869）年の八幡町人別取調帳（樋口家文書）による。
 2. ()内は借家人の戸数である。

かった。

八幡町の住 民 構 成
 それではこのような町屋に
 はどのような人達が住んで

いたのであろうか。この点を明らかにしてく
 れるのは宗門改帳や五人組帳などの戸籍関係
 史料であるが、高槻城下の町方については全
 く残されておらず、わずかに明治二（一八六
 九）年の「八幡町人別取調帳」が樋口家文書
 中に残されているのみである。以下この史料
 をもとに若干の検討を加えておこう。

この史料は末尾に「家数合六三軒」と集計
 しているが、実際に登録されている戸数は五
 一戸にすぎず、この他に「借屋人別覚」とし
 て六軒を記載している。集計欄の家数六三軒
 と借屋六軒を合わせると、前述の「家並図」に
 集計されていた八幡町の家数六九軒と一致す
 ることから、六三軒というのは現実の居住戸

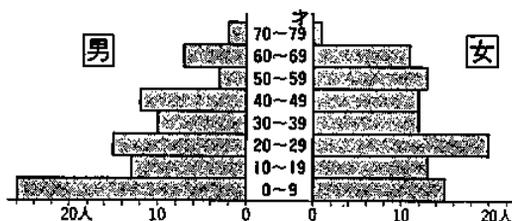


図16 八幡町住民の人口ピラミッド

数を示すものではなく、町役を勤める家数が六三軒分であったということであらう。

登録された人数は、持家層が男八八人、女九七人の合計一八五人、借家層が男五人、女七人、合計一二人で、両者を合計した男九三人、女一〇四人、合計一九七人が明治二年当時の八幡町住民であった。その性別年齢別人口構成は図一六に示したとおりで、〇〜九歳の男が二六人とずばぬけて多く、二〇〜二九歳の女がやや突出し、五〇〜五九歳の男が三人にすぎないという凹凸は見られるものの、全体としては釣鐘型の比較的安定した状況にあった。最高齢者は七七歳の女で、七二歳の男がこれに続いていた。

八幡町住民の一戸平均家族数は持家層で三・六三人、借家層で二・〇人であったが、家族構成と家族人数との関係を集計すると表一一のようになる。

家族人数別戸数が最も多いのは三人家族の一五戸で、以下四人家族の一一人、五人家族と一人家族の一〇戸がこれに続いている。最大は一〇人の家族を有する一戸であるが、この家は戸主夫婦と五男一女の子供六人、それに戸主の母親と姪一人から構成されており、子沢山の賑やかな家族ではあったが、その構成は比較的単純であった。

家族構成では戸主夫婦とその子のみの三〜五人家族という核家族が一三戸と最も多かったが、一方では戸主夫婦と息子夫婦が同居し、それに息子夫婦の子供達が加わった二世代家族や、戸主の兄弟姉妹や夫を失っ

Ⅷ 近世の高槻

表12 明治2年における八幡町の屋号

地名に関する屋号		業種に関する屋号				その他の屋号	
五百住屋	備前屋	若狭屋	狭内屋(2)	肴屋	筆屋	米屋(4)	鶴屋
宮下屋	泉原屋	河内屋	堀原屋(2)	万屋(3)	按摩屋	糶屋	泉屋
越後屋	山崎屋	清水屋	清仙屋(2)	魚屋	馬屋	枺屋	丸屋
山城屋	真下屋	仙台屋	酒家屋	硫黄屋	構屋(2)	犁屋	
道才屋(2)	広瀬屋	田辺屋	酒家屋	酒屋	家根屋	菜屋	
日野屋	岡口屋	以上23軒		鍋屋			以上4軒
丹波屋							不明2軒

注) 1. 明治2年八幡町人別取調帳(樋口家文書)による。

2. ()内の数字は同じ屋号を有する家数。

た母親、伯父や姪といった親族を擁する家も少なくなかった。こうした中で注目されるのは戸主のみの単身家族が一〇戸を数え、全体の一七・五パーセントと意外に多いことであり、しかもこのうち九戸までが女一人の単身家族であった。また、配偶者を有しない単身戸主の家も一八戸を数え、このうち八戸は夫を失った妻が戸主になっているものであった。残りの一〇戸は妻をなくした夫とその子という家二戸と、未亡人になった母親が若年のため未婚の息子を戸主にしている家八戸であり、後者の中には六歳、一一歳という未成年の戸主も二戸含まれているが、他はいずれも二〇歳代の青年が戸主になっている。

先に表九で示した「家並図」では、八幡町については全く屋号が記されていないが、「八幡町人別取調帳」では借屋人をも含めて全戸に屋号が記入されている。表一二はこれらの屋号を表九と同じ規準で分類した一覧表で、地名に関する屋号が一九種二三軒、業種に関する屋号が一六種二八軒、その他の屋号が四種四軒、不明二軒となった。地名に関する屋号の構成は前述したことと大差ないが、業種に関する屋号には表九で見られなかった肴屋・筆屋・按摩

屋・糶屋・扇屋・枀屋・硫黄屋・犁屋・家根屋・鍋屋といった業種が記録されており、万屋が九軒、米屋が四軒を数えたことと合わせて、近郷農村の顧客を主要な対象とする業種構成を示していたことが興味を引かれる。

第二節 高槻藩の農民支配

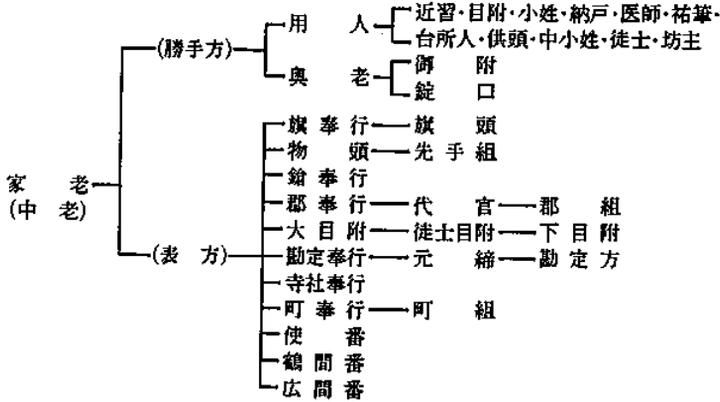
藩の職制と 譜代小藩の高槻藩は、幕藩領主制の成立過程において、上方筋なかんずく京の「御用所」村落支配〔近世口〕として、軍事上の要請に基づいて設置されたものであった。家中は比較的少数で、

延享二（一七四五）年の「高槻御家中名寄」によると、侍・足軽あわせて三五六人であり、このうち三分の二に相当する二三五人は足軽級であった〔中部よし子〔近世都〕市の成立と構造〕。幕末期には、「永井直諒家記」〔水井家〕に家老から小役のものまで含めてほぼ四〇〇人であったと記され、その間に若干増加したことが知られる。

藩の職制については、その支配関係とともに、明確でない部分が多く残されている。図一七は、天坊幸彦『高槻通史』に掲げられたものである。出典が記されず、いつごろの職制を示すのか明らかでないうえ、国元と江戸詰との区別がなされていないなどの難点がみられる。しかし、現在のところ上記の難点を解消するに足る史料に恵まれないため、職制の年次的変化を捨象して、しばらくはこの図にしたがうこととする。

家老は諸職を統裁し、国元家老・江戸家老にわかれたが、その次席に相談役として中老が置かれることもあった。その下の諸職は勝手方と表方とに区分される。前者のうち、用人は藩主の庶務一般をつかさどっ

Ⅵ 近世の高槻



注) 天坊幸彦『高槻通史』100ページ。

図17 高槻藩の職制

て、近習以下の支配にあたり、奥老は文字どおり奥向きの事務を担当した。表方のうちでは、旗奉行・物頭・鎗奉行・使番などが戦時において重要な職務であった。しかし、平時はほとんど実務がなかった。また、大目附は家中の風紀取締、勘定奉行は藩の財政、寺社奉行は神社にかんする雑務・訴訟、町奉行は町方の支配をそれぞれ分掌した。

四代永井直達が藩主の地位にあった元禄八(一六九五)年から宝永三(一七〇六)年までのあいだに作成されたと推定される「当家古分限帳」(『横山家』による)によると、家老は七人で、禄高には三〇〇石から七〇〇石までの開きがあった。用人は一三〇石から二五〇石までのものが五人、旗奉行は三〇〇石のものが一人、物頭は一二〇石から二五〇石までのものが一三人、鎗奉行は一五〇石のものが二人、郡奉行は一五〇石・一七〇石のものが二人、町奉行は一二〇石のものが一人、大目附は一〇〇石から一五〇石までのものが五人、使番は一〇〇石から一五〇石までのものが四人となっていた。さらに、京都留守居一四人、江戸留守居二

人の存在も知られる。

これらの諸職のうち、地方統治（ひかた）の責任者は二人の郡奉行であった。その下には代官が配置され、貢租・水利・土木そのほかの民政一般を担当した。慶安二（一六四九）年永井直清に宛行われた所領は、摂津國島上郡・島下郡・川辺郡・能勢郡・住吉郡に散在する三万六、〇〇〇石であった。この所領高は、寛文二（一六六二）年川辺・能勢兩郡の領知が丹波國桑田郡のうちに移されたときの増高二、五七一石あまり、同九年島下郡粟生村（現茨木市・箕面市）の検地改出高一八五石あまりをそれぞれ加えて、三万八、七五六石あまりに増加し、以後幕末まで固定した。同藩の所領に含まれた村々は、高槻・上郷・冠・鳥飼・五箇庄・丹波の六組の行政組織に区分され、支配を受けた。

表一三は、近世後期における各組の村数・高・田畑反別などを表示したものである〔横山家文書〕。このうち高槻・上郷・冠の三組は島上郡の村々からなり、高槻城下を中心として、高槻村から東南部淀川沿いまでが高槻組、上手の北摂山地山麓部が上郷、下手の淀川低地が冠組であった。また、島下郡の村々は、安威川・淀川・神崎川沿いの鳥飼組と山間部の五箇庄組とにわかれたが、住吉郡の苅田・七道二カ村は便宜上鳥飼組に属していた（後掲表一四参照）。これらの六組の村々を対象とする民政は、六人前後の代官によって分担された。各代官が担当する組は、毎年「組替」のうえ決められた〔池上家文書〕。各組では、村々の庄屋のうちから惣代役が選ばれ、貢租の受け払い、触書・達しの伝達、そのほか諸事の取り次ぎなどにあたっていた。

高槻藩領の村々は、寛文四（一六六四）年の朱印状〔寛文朱印留上〕では七五カ村であったが、その後分村などによって、表一三のように八九カ村にまで増加した。その中核は、いままでもなく城下の高槻村であった。同村

Ⅱ 近世の高槻

表13 高槻藩所領の概要

行政組織名	村数	高	田反別	畑反別
		石	町	町
高槻組	11	7,390.923	425.98	121.00
上郷組	18	7,590.593	476.88	90.12
冠組	14	6,513.700	463.63	67.98
鳥飼組	15	7,094.485	462.85	100.59
五箇庄組	16	6,628.813	375.60	134.34
丹波組	15	3,538.104	213.48	73.69
合計	89	38,756.618	2,418.42	587.72

注) 「高槻城主領土記録」(横山家文書)により作成。

は、文禄三(一五九四)年木下与右衛門の奉行のもとに検地が実施されたときには、城が「破地」となっており、純然たる農村として一、〇二〇石一升が村高に結ばれた。この村高は、元和元(一六一五)年城が築かれ、本丸・二の丸・二万石蔵などの敷地高が控除されたため、九六三石九斗八升五合に減少した。前節において述べたとおり、その後、城地が拡張され、町割りが実施されたが、元和年間町割りが行われた時点では、「ここに宅軒、あれ二一軒、其あい／＼菜畑ニ仕置」という光景であった。また行政機構の面でも、慶安二(一六四九)年永井直清が入部したころには、高槻村には庄屋一人、年寄四人が設置されていたのみで、ほかの農村となら変わるころはなかった〔近藤家〕。

いま年次は未詳であるが、町会所が設けられ、町年寄が置かれるようになったのは、その後の市街化の進展によるものであった。その結果、行政機構およびその運用は、事実上町と村とに分化した。しかし、町は高槻藩内部においてのみ存在が認められるものであって、「御公儀様ニテハ高槻村一本」であった。すなわち、表向きは高槻村のうちにある町でしかなく、高分けも行われず、市民権を得ることは許されなかったのである。このため、大坂町奉行所からの触書の順達は村方が受け取って町の惣年寄がそれを写しとる手順がとられ、質屋株・古道具屋株・絞油屋株の下付、他領村々との訴訟など、幕府権力

と接触する場合はすべて、高槻村としてことにあたらねばならなかった。このようにして、太閤検地で「村」として把握されたことが発端となつて、一農村の内部に城下町が含まれるという奇妙な状態がながく存続したのである。もとより、ほかの藩の城下町のように、地子免除が認められることはけつしてなかった。

村々の年貢

大坂周辺地域は、所領構成・支配体系・直轄諸都市の存在などの要因に規定された「非領国地域」として知られている〔敷田貢〔近世畿内所領構成の〕。特貢〕ヒストリア〕七三〕。高槻藩の場合も、小藩であり、所領分

布もわずかに島上・島下両郡においてまとまりがみられるにすぎず、一円的な形で領国大名支配権を貫徹することは不可能であつた。

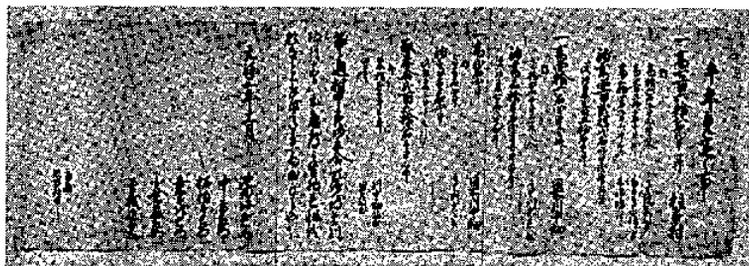
しかし、高槻藩の独自性が皆無であつたわけではなかつた。藩政は近世前期積極性がみられたのにたいし、後期には消極的な様相を呈したが、周辺部の幕府領・大名飛地領・旗本知行所・社寺領などと比較すると、相対的に強力な在地支配が一貫して展開されていたからであつた。たとえば、領内の労働力を確保するため、他領村々へ奉公に出ることは禁止されていたが、寛政三（一七九一）年その禁令が反復されたときには、それが実効力を持ちえたことが知られる。また同年秋には、大不作のため減免歎願の寄り合いが芥川の川原で行われていたところ、参加者がただちに藩役人に捕えられたこともあつた〔池上家〕〔文書〕。

このような在地支配の強さは、村々の年貢のうえにも投影されていた。高槻藩領村々の年貢免定の定式化された記載内容は、村高から諸色引・見捨引そのほかの引高を控除して残高（毛付高）が算出され、それについて取る取米が記されたのち、村により異なるが、山高・新開高・葭島高・川中畑高などの取米や各種の小物成があげられている〔近世〕〔一五参照〕。いま、本年貢に限定して述べると、取米を毛付高で除した毛付免は、元

禄年間の前半まで村ごとに、また年ごとに変動していた。いまに残された免定にみるかぎり、東天川村は寛文六（一六六六）年の三五・四パーセントから貞享三（一六八六）年の八六・八パーセントまで、柱本村は延宝二（一六七四）年の四〇・六パーセントから慶安二（一六四九）年八八・〇パーセントまでのばらつきがそれぞれみられた〔森田家文書〕。この毛付免の年次的変化の激しさは、年々の作柄に応じて租率を決める検見取法が行われていたことを意味している。

元禄年間の後半からは、数年ごとに一定の租率が適用されるようになり、このころ定免制への移行がみられたものと思われる。しかし、租率はいまだ可変的であり、かつ正徳三（一七二三）年のように、豊作につき当年のみ三パーセントの引き上げが図られるなど、所領村々すべてを対象とした露骨な年貢増徴策もとられた〔近世〕。

毛付免が村ごとに固定したのは、享保十九（一七三四）年からであった。このとき、藩は先納銀二九九貫目の古証文を召しあげるとともに、あらたに一五〇貫目の先納銀を命じた。その代償として、二パーセントの免引きが行われ、以後幕末まで租率の上下がなくなったのである〔同上〕。若干未詳の村も残されているが、同年固定した高槻藩領村々の毛付免を表示すると、表一四の



写60 柱本村年貢免状（葉間家文書）

第二章 町と村の形成と展開

表14 高槻藩領村々の毛付免

高槻組	上郷組	冠組	鳥飼組	五箇庄組	丹波組
高槻 74%	芥川 73%	西天川 71%	上 66%	福井 73%	神地 40%
庄所 70%	真上 本郷 71%	東天川 71%	中 64%	本郷 65%	寺田 42%
津之江 74%	光徳前 48%	野田 79%	下 62%	開原 66%	笑原 50%
東庄百住 79%	上田部 75%	内野 74%	八町 65%	栗生 68%	笑路 47%
西庄百住 80%	古曹部 70%	前島 外野 50%	八野 55%	菅野 62%	大野 39%
芝生 本田 61%	安瀬部 70%	野中 71%	西 65%	大門寺 44%	法武 64%
黄子畑 41%	別所山 50%	中小路 71%	八坊 55%	生保 61%	中 65%
内野 85%	下合 71%	辻子 76%	吉志部 57%	車作元 59%	寺 本郷 54%
原崎 81%	成久保 75%	土冠 66%	川畑 50%	大岩 54%	東掛 50%
五位庄 57%	火沢 62%	大塚 72%	野々宮 59%	千塚寺 53%	南掛 55%
三島江 62%	尺代 85%	大塚町 65%	内瀬 55%	清坂 41%	大野 69%
柱本 68%	榎井 66%	番田 65%	二階堂 64%	下首羽 47%	大槻並 43%
西面 71%	神内 73%	下田部 69%	馬場川 64%	長谷原 47%	倉谷 53%
富田 73%	梶殿 69%	磯島 48%	訪川 63%	高高山 49%	湯谷 50%
	氷室 63%		洲七 38%	高泉 45%	万願寺 52%
	土室 67%		道 60%	保合 66%	
	塚原 63%			神 62%	

注) 史料は表1に同じ。

とおりである〔横山家〕。村によっては、単一の租率が適用されず、それが株・字地・田畑などで異なる場合もみられた。算術平均で組ごとのおおまかな比較をしておく、高槻組がもっとも高い値をとって七〇パーセントを上回り、ついで上郷組・冠組が七〇パーセント弱となっている。以下、六〇パーセント弱の鳥飼組・五箇庄組、五〇パーセント弱の丹波組の順である。もとより、これらの租率の高下は年貢負担の寛嚴を意味するものではなく、同じ組の村々のあいだにも大きな差がみられるように、村々の個別的な土地柄や検地の実態などと関係を有していた。同表の一連の数字は、近世前期、各村の現実の生産力を掌握して、それを封建地代として吸収しようとした、領国経営の形跡を如実に示すものであったといえることができる。

Ⅱ 近世の高槻

なお、享保十九（一七三四）年から租率が固定したため、年々の豊凶は引高のうちの見捨引の高が唯一の直接的指標となった。それは、水損・早損などによる不作年において、課税対象外に控除されたその年かぎりの引高で、「毛見之節、宍合毛・式合毛ニ而も見捨ニ相成」〔近世七〕〔七七〕るものであった。宍合毛・式合毛とは一坪あたりの稲の量を意味し、一反あたりの収量は三〇〇歩に一合ないし二合を乗じた三斗・六斗であった。水損では、前島村・野中村・大塚村・大塚町をはじめ淀川右岸の随所で堤防が決壊した享和二（一八〇三）年、東天川村は村高六五三石八斗八升のうち五三三石二斗六合が見捨引となったことが知られる〔森田家〕。また早損にかんしては、明和七（一七七〇）年、真上村が村高六二八石二斗六升のうち一一三石四斗六升の見捨引となっている〔真上区〕。〔有文書〕。

収納米 高槻藩の年々の収納米については、「郡秘録」の推移〔近世七〕によって、慶安二（一六四九）年から天保八（一八三七）年までの一八九年間にわたる時系列データが得られる。一八九年間の収納米の平均を算出すると二万一、三七五石となる。これは、寛文九（一六六九）年以後の所領高三万八、七五六石の五五・二パーセントに相当する。

郡秘録には、この収納米がどのような数字であるのかは注記さ



写61 住吉郡刈田旧村付近（大阪市住吉区）

表15 寛文9年の収納米

高	石 38,758.449
葭島替地高不足引	35.027
神領引	29.600
高榎城地・川成・池床・井路 成・堤敷地・道成・砂入荒引	1,555.665
水損見捨引	7,501.116
残高	29,637.041
本年貢	18,907.540
小物成	208.912
口米	573.493
夫米	360.098
収納米合計	20,050.043

注)「寛」(仏日寺文書)により作成。

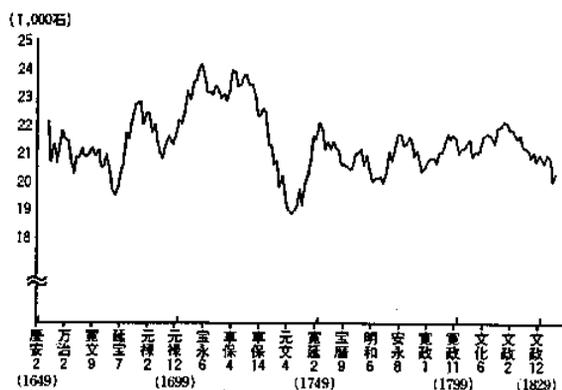
は一部を銀納する村もあったから、この収納米は計算上の数字であったことが明らかである。なお、同年の収納米の所領高にたいする割合は五一・七パーセント、残高にたいする割合は六七・七パーセントであった。

図一八は、これらの時系列データにより、収納米の趨勢線を九年移動平均で図示したものである。年々の変動は九年移動平均によっても消去されていないが、収納米の推移にかんするおおまかな趨勢を知ることが可能である。まず、一八世紀中期までの時期は、上下の振幅の著しいのが特徴である。その間、一七世紀後

れていないが、それは、御用金の強制的借り上げや貸付銀の利子などの臨時収入を含まず、封建領主としての土地所有に基づく年貢収入を意味した。いま寛文九年を例にとり、その具体的内容をみると、表一五のとおりである〔文書〕。所領高に二石弱の相違がみられる理由は明らかでないが、同年はそれから各種の引高を控除した残高が二万九、六三七石四升一合となっている。収納米は、上記の残高にたいして六三・八パーセントの割合の本年貢のほか、小物成・口米・夫米からなっていた。口米は本年貢一石につき三升ずつの付加税であり、夫米は領主的夫役が租税化したもので、高一〇〇石につき一石二斗ずつ賦課された。なかには、年貢のすべてあるいは

Ⅱ 近世の高槻

図18 高槻藩収納米の趨勢線（9年移動平均）



注)近世(白17)により作成。

半には延宝年間まで低落傾向が続き、同五（一六七七）年を底に以後反転して、貞享年間に一度ピークに達し、元禄年間に再び低落して同七（一六九四）年のボトムにいたっている。しかし、一八世紀にはいると急激な上昇がみられ、宝永年間から享保年間前半にかけて、以後再現されることのない高い水準が暫時保たれている。

この状態は、享保年間後半に崩壊して激しい下降をたどり、元文五（一七四〇）年における図示の範囲内の最低のボトムにつながっている。その過程で、享保十九（一七三四）年領主財政窮迫の糊塗策と引きかえに、二パーセントの免引きのうえ毛付先が固定されたことは、さきに述べたとおりである。その後、すなわち一八世紀中期以後になると、従来とは明らかに異なる様相がうかがいしられる。そこでのトレンドは、寛保・寛延年間に復元されたそれまでとは若干低い水準を中心として、上下の振幅が小さくなり、停滞的なものとなっている。

この趨勢線を規定した要因は、もとより多元的であり、水損・早損などの自然的要因のほか、定免制の採用に代表される徴租法の変更、領主・農民間の対抗関係の動向などの基礎

的条件の変化に基づく側面も含まれていた。

しかし、いま自然的要因による変動と基礎的条件のそれとを峻別することはできない。ただ、収納米の高い水準とその安定とが二律背反の関係にあったことは事実である。激しい上下の振幅を描きながらも、一八世紀初期に頂点に達する収納米のトレンドは、当時の領国経営の積極性を反映したものであると理解しておきたい。

淀川低地村々 近世前期における高槻藩の積極的な領国経営の一環として、淀川低地の村々を対象とする水利整備 水利整備をあげることができる。それは、同時に相対的に強力な在地支配の展開を可能とした前提でもあった。淀川とその諸支流によって形成された沖積平野に位置した高槻藩領の村々は、六組の行政組織のうち高槻・上郷・冠・鳥飼の四組に分属したが、その石高は藩領全体の半分近い比重を占めるものであった。水利整備は、年貢収取基盤の安定・拡大策としての本質を有し、かつ支配の道具としての領主的恣意にいろいろとられていたが、他方では、近世小農民の自己保有地にかける生産力発展の利害関係とも合致するものであった。

この地域には、中世末から郷境に縄手と呼ばれる小堤防が設けられ、郷内の毛細管的な水路とともに、三島



写62 新在家旧村の井路
(摂津市新在家一丁目)

江の奥田氏、柱本の柱本氏、鳥飼の鳥養氏などに代表される在地土豪によって維持・管理が図られていた〔第一卷V第〕。このような形での各郷間の水利秩序は、統一権力である豊臣政権の成立に伴う近世村落形成の過程において、新たな展開を示すこととなった。すなわち、天正十六（一五八八）年には、豊臣秀吉の代官安威摂津守の裁許を得て、三箇牧組（柱本村・西面村・三島江村・唐崎村）の悪水を排出するための井路が鳥飼郷（現摂津市）の領内に開削された。従来、その悪水は直接淀川に落とされ、一部は郷境の縄手の樋から鳥飼郷の用水としても排出されていたが、井路の開削によって、悪水は新在家浦と呼ばれる畷地の沼地に導かれ、そこで鳥飼郷の悪水と合流して、安威川へ排出されることとなった〔神安水利史史料編上〕。

永井直清が高槻へ入部した翌年の慶安三（一六五〇）年、畿内は大洪水に見舞われた。高槻藩領の村々も大きな被害を受けた。柱本村を例にとると、村高七六八石二斗三升のうち五〇九石八斗三升五合が水損による見捨引であった〔業聞家文書〕。また、同年の藩収納米は所領高の四一パーセントに相当する一万五、一一九石でしかなく、対前年比五三パーセントという落ちこみがみられた〔近世〕。幕府は、先手頭石谷貞清、大番組頭中山信良、勘定組頭佐野正周、上方の国郡奉行小出吉親、郡代で京都奉行の五味豊直、郡代で伏見奉行の水野忠貞らに水害地を巡見させた。この巡見の一行にたいし、鳥飼村の農民から「新井路を望、絵図を以」訴願が行われた。いま述べた経路での鳥飼・三箇牧両組の悪水排出が、安威川川床の上昇により困難となったため、同川を伏せ越して神崎川にいたる井路の開削が目論まれたのである。

この訴願は、上記六人の処理により、「鳥飼のため面々之田地掘わられ、何共迷惑」とする水下部の他領村々の反対を受けて、ひとたび不認可の結論がだされた。しかし、永井直清の「八人衆」〔第一章第〕の一人と

表16 鳥飼井路の潰地

内 訳	反 別	代替地の授受
井路床（伏越樋尻～神崎川出口）		
別府村（京都所司代板倉重宗領）	69.05	鳥飼八坊村
味舌下村（織田長政領）	110.01	鳥飼西之村
吉志部村（京都所司代板倉重宗領）	160.04	吉志部村（高槻藩領）←鳥飼西之村
小 計	339.10	
三カ村吉井路掘替		
別府村	24.02	吉志部村（高槻藩領）←鳥飼西之村
味舌下村	16.04	吉志部村（高槻藩領）←鳥飼西之村
味舌下村	59.07	鳥飼西之村
味舌下村（別府村出作）	34.21	吉志部村（高槻藩領）←鳥飼西之村
小 計	134.04	
合 計	473.14	

注) 「新井路=付、味舌村・吉志部村・別府村・一ツ屋村・新在家村・三ヶ牧互=取替シ証文之写」（今井家文書）により作成。

しての地位を利用した領主間の個別折衝によつて、水下部の京都所司代板倉重宗領、大和国式上郡戒重居住の織田長政領の村々における反対運動が抑圧され、井路開削のはこびとなった。着工は慶安四（一六五二）年、完成は翌承応元年であつた〔新修神安水〕。

鳥飼井路開削に伴い、他領村々において四町七反三畝一四歩の潰地が発生した。表一六に示したとおり、その内訳は、安威川の伏越樋尻から吉志部村領（現吹田市）の神崎川出口までの井路床三町三反九畝一〇歩、別府・一津屋・新在家三カ村井路の掘替分一町三反四畝四歩に区分され、全体のほぼ半分にあたる二町三反五畝一步については、いったん高槻藩領の吉志部村で代替地が与えられ、その耕地を保有した農民に対しては鳥飼西之村で代替地が与えられた〔今井家文書〕。

なお、同表は他領村々との代替地の授受関係を

示すもので、高槻藩領内部の關係村々のあいだでは、さらに細分化した分担がとりきめられた。すなわち、表一六において鳥飼西之村・同八坊村が負担した代替地のうち、鳥飼諸村では上之村が七反一畝、中之村が五反四畝、下之村が八反八畝二三歩、八町村が三反一畝二二歩、野々村が三反七畝七歩をそれぞれ分担し、また、この井路には三箇牧井路の悪水が合流したため、同組も柱本村四反四畝二歩、西面村六反九畝二七歩、三島江村三反八畝二五歩、唐崎村一反四畝一一歩を分担した〔葉問家〕。

高槻藩は、鳥飼井路の普請と時期を同じくして、番田井路を開削した。それまで、番田組（東天川村・野田村・野中村・中小路村・大塚村・大塚町・西天川村・辻子村・番田村・西冠村・下田部村・土橋村・高槻村・安満村）の悪水は、番田村において直接淀川に排出されていたが、淀川川床の上昇によってそれが困難をきわめていた。番田井路は、芥川を伏せ越してほぼ一里先の柱本村において淀川につながるもので、慶安四（一六五二）年に着工され、承応二（一六五三）年に完成した〔新修神安水〕。この井路は、鳥飼井路と異なり、高槻藩領の内部で完結した。いま詳細を知ることとはできないが、村々のあいだで井路床潰地の代替地の授受が行われたことはいうまでもない。なお、これまで述べた代替地は、すべて「免定引」となり、課税の対象外となった。

承応二年に完成した番田井路は、淀川川床の一層の上昇によって永くその機能を維持することができず、ほぼ半世紀後の元禄年間には新井路の開削が必要とされるにいたった。元禄十一（一六九八）年河村平太夫（瑞賢）・目付中山時春・小姓組永井直又らによる二度目の淀川治水工事にあたって、同年六月番田組一四カ村から出願が行われたのが、その発端であった。十二月には上記の一行による見分が実施され、翌十二年正月には普請所に勝示杭が打たれたが、水下部の村の抵抗に遭遇し、着工は延期された。改めて、同十三年高

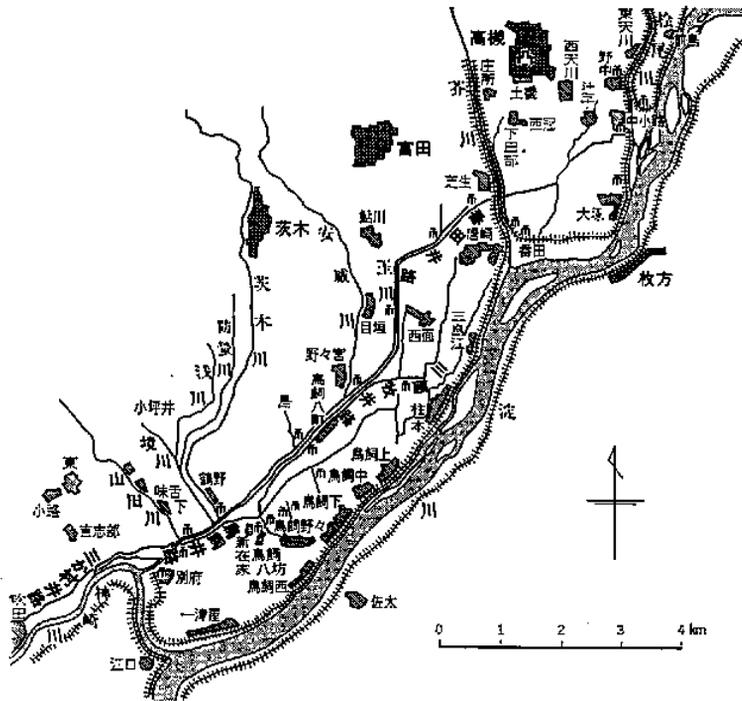


図19 元禄年間淀川右岸の水利体系

槻藩主の永井直達から幕府老中に出願の手続きがとられ、同年末から普請が開始された。この井路は、従来の淀川への悪水排出経路が玉川・安威川を経て神崎川にいたる経路に変更された点に特徴があった。翌十四年、大塚村の西で新川および芥川を伏せ越して、芝生村から西へ玉川まで、ほぼ三里に及ぶ新井路が完成した。なお、このとき安威川・玉川の川幅拡張の普請が、新井路開削に付随して行われたが、これらの一連の普請により井路床・川床となった漬地は一八町六反五畝二一歩に達した〔中川家〕。その代替地授受の概要については、第四章第二節に譲りたい。

これまで述べた水利普請によって、

図一九のとおり、元禄年間には長距離

にわたる諸井路が出揃い、高槻藩領のみならず、淀川右岸中流地域一帯における、井路の存在に規定された水利体系の基本的枠組ができあがった。それは、地域一帯の「近世水利秩序」の確立を意味した。なお、これらの普請は、天正年間の三箇牧井路を除くと、すべて高槻藩の「入用普請」であった。その具体的内容は判明しないが、例えば番田新井路開削、安威川・玉川広げの普請は、「夥敷物入を以て実施されたと伝えられている」〔森田家〕。領内村々からは夫役の徵発も行われたものと考えられる。

近世後期、領主財政の悪化が常態化し、年貢取の停滞がみられるようになる。水利行政は一転して消極化した。水利整備は、村落または水利組織ごとの「自普請」に転嫁され、元禄年間に確立された水利秩序の枠内における局地的なものにとどまらざるをえなくなった。

土砂留制度 淀川低地の村々が長距離の井路を開削して、悪水の排出場所を可能なかぎり水下部に求めた

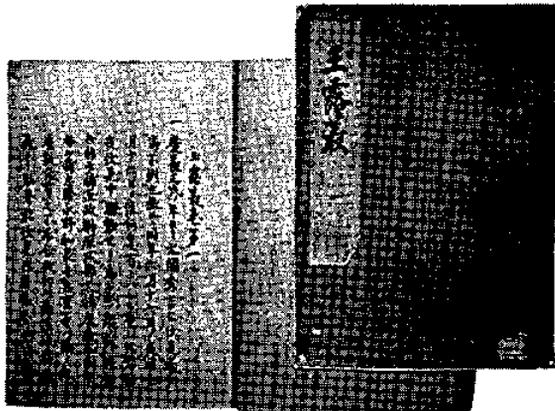
と高槻藩 のは、淀川をはじめとする諸河川の川床の上昇によるものであった。諸河川の川床の上昇は近世初頭から著しいものがあり、水利のみならず通舟・防災などの面でも放置できない状況がみられたと考えられる。幕府が「山川徒之覚」を達して、山々の草木の根を掘り取ることや、川筋の新田開発、山中における焼畑などを禁止し、山地への植林を命じたのは、寛文六（一六六六）年のことであったが〔御当家〕、土砂留め（砂防）の必要性がひろく認識されていたとしても、一片の触書によってその実効力を期待することは、とうてい不可能であった。

じじつ、延宝年間には淀川筋で洪水が頻発した。まず同二（一六七四）年六月に発生した洪水の模様をみると、「摂州高槻領一万石程永代の川となり、大坂にては京橋・天神橋落ちる、外に小橋二箇所落ちる、天

満橋は破損計りなり、且又、野田といふ所の町屋悉く流る、尤も溺死夥し」〔玉露〕というありさまであった。さらに同四年五月にも、番田村などで堤防が決壊し、大きな被害がもたらされた〔西政〕。これらの洪水は、いずれも一過性の天災と見做しえない側面を含むものであった。

このため幕府は、天和三（一六八三）年、若年寄稻葉正休・大目附彦坂長紹・勘定頭大岡清重・河村瑞賢らを畿内に派遣し、諸河川を見分させた〔徳川〕。見分の結果、河村瑞賢は、淀川川口の開削と山地での植林による土砂留めとを献策した。幕府は彼に治水工事を命じ、翌貞享元年から同四年にかけて、新川（元禄十一年安治川と命名）の開削をはじめとする重点的な一連の工事が実施された。

このとき同時に、土砂留めにかんしても河村瑞賢の献策にしたがい、制度化が図られることとなった。幕府は、まず貞享元（一六八四）年三月、寛文六（一六六六）年の「山川掟之覚」を五畿内を対象として再び触れ出し、八月には、淀川・大和川に落ち合う枝川沿いの山々について、林地化を命じ、御料・私領ともに地域割のうえ奉行役を設定して、一年に二、三度ずつ山見分を実施させる旨の「覚」を、畿内に所領を有する諸大名・旗本に達したのである〔御触書見分保集成〕。



写63 写本「玉露」(府立図書館所蔵)

高槻藩に割り当てられた土砂留奉行の担当区域は摂津国の島上・島下・東成・西成四郡であった。当初、その任務は京都町奉行所の支配下に置かれたが、元禄二（一六八九）年には、五畿内のうち摂津・河内両国の土砂留めが同奉行所の支配からはずされ、大坂町奉行所の支配下に移された。大坂町奉行所では、与力四人・同心八人からなる川奉行が土砂留支配の任にあたった〔大坂市史〕^{〔史〕第五}。高槻藩が担当した郡については、その後若干の変化がみられ、元禄十四（一七〇一）年ごろには島上・島下両郡と河内国茨田・讃良両郡の四郡であったが、文化六（一八〇九）年には摂津国豊島郡も加えられた〔水本邦彦「土砂留役人と」〕^{〔史〕第五}。〔豊民史〕^{〔史〕第六四一五}。「当家古分限帳」〔横山家文書〕によると、元禄・宝永年間、一〇〇石と五〇石の給人二人が「土砂留役」となり、天保十二（一八四一）年の「役録」〔吉田家文書〕でも、同役は二人で勤めていたことが知られる。

島上・島下両郡には高槻藩領の村々も多く存在したが、この土砂留制度は藩の主体的な農村支配策ではけっしてなかった。それは、各村における個別的な領主支配権を超越したもので、大河川を支配する幕府の地位、ひいては幕藩体制のもとでの幕府の絶対的な力を反映したものであった。この制度の発足とともに、高槻藩には土砂留役遂行の行政負担がもたらされ、村々にも土砂留役人から指示を受けて山普請を行う、夫役負担が義務づけられたのである。山林の入会慣行にたいする権力的規制も無視できない側面であったと考えられる。「御入用ヲ以、土砂留御普請」〔枚方市史〕^{〔第八巻〕}が行われる箇所は、山城国木津川へ落ち合う山川のうちの一部に限定され、淀川へ流出する山川沿いは、すべて農民の「自普請」であった。高槻藩の土砂留役人や大坂町奉行所の川奉行らによる見分のほか、大坂町奉行の見分もときには実施され、それらの入用もまた村々の経済的負担となった。

第三節 在町富田の形成と商工業

在町富田の 高槻市域の南西部、富田台地の南東端に位置する富田が都市的集落への歩みを開始したのは
 寛 達 城下町高槻より古く、戦国時代はじめの文明八（一四七六）年頃に創建された一向宗の富田

道場を核として形成された寺内町にさかのぼるといわれているが、当時の状況についてはほとんど知ることができない。その後天文（元（一五三〇）年十二月には、一向宗信徒を掃討しようとする摂津国島上郡内の武士達によって富田道場をはじめ一向宗信徒の家々は残らず焼き払われ、富田道場が教行寺として再興されたのは五年後の天文五年秋以降であった。永禄十二（一五六九）年三月二十六日、和田惟政の招きを受けて堺から都に向かったバードレ・ルイス・フロイスは「同日午後一向宗派のトンダジナイと称する地に着きたり。坊主の僧院なるが、同所にては短日内に生命を消耗する一種の疫病の為め千人余死したるを以て、我等は僧院外の旅館に宿泊せり」と記している『耶穌会士日本通信』一九六九年六月一日附、中世五三〇。この記事は、教行寺の再興から三〇余年を経た永禄十二年には、富田寺内が疫病によって千余人もの死者を出すほど多くの人口を有する都市にまで成長していたこと、寺内の外部にも旅館を有する集落が形成されていたことを示すものとして注目される。

高山右近が明石へ転封となった天正十三（一五八五）年頃には「富田宿久」と呼ばれ、羽柴秀勝から次のような禁制が出された〔羽柴秀勝禁制〕。

Ⅵ 近世の高槻

掟

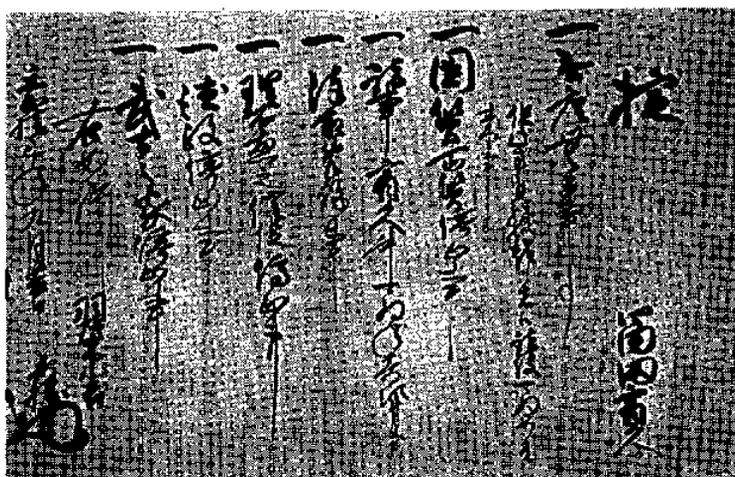
富田 宿久

- 一 無座無公事之事
 - 一 但比方自拝領之内越候者ハ諸役可為如有来事
 - 一 国質所質停止之事
 - 一 諸事宿久中可為年寄次第之事
 - 一 陣取免許之事
 - 一 理不尽之催促停止之事
 - 一 徳政停止之事
 - 一 武士家停止之事
- 右如件

天正拾三年九月吉日

羽柴小吉
秀 勝 (花押)

債権者が債務者の財産を没収したり差し押えたりすることを禁止した第二條、軍勢が陣地を構える場合には許可を必要とするとして定めた第四條、借金などの理不尽な催促を禁止した第五條、債権・債務を破棄する徳政が出されても富田宿久には適用しないという第六條などは、当時各地の大名が城下や宿場・市場などを保護するために出した多くの禁制と同じ内容であり、座の禁止と公事の免



写64 羽柴秀勝禁制 (清水家文書)

表17 富田村の屋敷地（文禄3年）

検地帳番号	小字名	屋敷数	屋敷地の面積
宅番	東岡	15 ^歩	1. 反 9. 畝 13. 歩
三番	かいち	19	3. 9. 19.
四番	いやしき	208	37. 0. 06.
五番	けつしや	4	1. 7. 28.
八番	とと	13	3. 0. 14.
九番	新家屋敷	109	27. 8. 12.
小計		368	75. 6. 02.
四番	島やしき	68	11. 6. 25.
合計		436	87. 2. 27.

注) 「文禄3年富田村検地帳」(市役所文書)による。

た^{近世}〔115〕。この検地帳は九冊からなる大部なもので、その中から屋敷地のみを集計して表示したのが表一七である。登録された屋敷地の合計は、「いやしき」と肩書きされているものだけで三六八筆、七町五反六畝二歩に達し、この他に「島(い)やしき」と書かれたものが六八筆、一町一反六畝二五歩であった。後者の実態については必ずしも明確でないが、これをも屋敷地を含めて考えると、この年の富田には四三六筆という多数の屋敷地が集中しており、その面積は八町七反二畝二七歩にも達していたことになる。

除を規定した第一条もまたそれらに共通するものであったが、羽柴氏の領内からあらたに移住してきた者は従来と同様に諸役を負担すべきであるとした但し書きは、羽柴氏の領内から富田への移住を抑制しようとするものであった。

第三条は富田宿における一般的・日常的な行政や取締りを宿の年寄(宿老衆)にまかせて自治を認めたもので、すでに寺内町以来の伝統を有し、商工業の発達した町場として都市的成長を達成していた富田の実態に即応したものであった。しかし、町場が武士や半人を住まわせて領主に反抗することは堅く禁止したのであり、第七条はこの点に関する規定である。

その後文禄三(一五九四)年には富田村の検地が実施され

この集落規模は、同年の高槻村検地帳に登録された屋敷が二六八筆、五町一反四畝八歩だったのと比べると、屋敷数では一六八筆、屋敷地の面積では三町五反八畝一九歩も富田の方が大きく、富田の繁栄ぶりを示すものとして注目される。

とはいえ文禄検地帳は、表一七に示したように、四三六筆の屋敷地を六冊に分けて登録しており、それらが必ずしも単一の集落を形成していたのではなかったことを示している。これらの中では、「四番」のハリ紙を有する帳簿に記された「いやしき」二〇八筆と「畠(い)やしき」六八筆が最大の集落で、教行寺を中核とする寺内町の後裔として筒井池南側の台地上に位置していたものと推定される。これにつぐのが「九番」の帳簿に収録されている「新家屋敷」の一〇九筆で、小字「新家町」を中心に筒井池の北側に形成され、「一番」の「東岡いやしき」一五筆とも連なっており、「富田東岡宿」〔中世五七六〕と呼ばれた集落を形成していたものである。

この二集落が江戸時代を通じて在町富田を形成していったわけであるが、これらに比べると残る三集落はいずれも小規模で、上記の二集落からはやや離れて、富田台地の中央部近くや縁辺部に小集落を形成して分散していたものと考えられる。

江戸時代前期 江戸時代前期の富田については、富田(東岡宿)絵図〔年不詳、清水家文〕や延宝年間(一六七〇の富田の景観 三〇八一年)の元絵を写したものと伝える「富田庄内古来之絵図面」〔坂田家所蔵〕が伝えられており、また延宝五(一六七七)年の富田村検地帳も高槻市役所に所蔵されている〔近世一〕。

図二〇は「富田庄内古来之絵図面」をもとに、明治前期の地籍図を参考にして作成したものである。図の南

東部には富田寺内の中核となった教行寺が東西三〇間（約五四メートル）、南北二五間（約二五メートル）の敷地を占めており、その南と西には御坊内町が続いている。これに隣接する南岡町・ヨコ町・西之町を含む一画は、台地縁辺部の地形に制約されて若干のひずみを示しつつも、他の地区には見られない直交状街路を呈しており、その北辺には東町・中之町・西之口町の三町が東西に続いて、全体としてはほぼ方二・五町（七・四ヘクター）の地区が比較的整った街路網を作っている。これはこの地区が、天文五（一五三六）年秋以降に教行寺が再興されたのと並行して計画的に造成された寺内町の名残りをとどめていることによるものと考えられ、地籍図上に町場の特色である典型的な短冊型宅地割をとどめている東町から西之口町に至る街区は、寺内町の商業地区として脈わっていたものと推定される。

この地区の西に続く西富田町・西垣内町地区では正興寺薬師と宝積寺・八幡が不整形の敷地を占めており、不規則に屈曲する街路とブロック型の宅地割が、農村地帯に順次民家が建てられていって市街化した地区であったことを示している。

一方、旧寺内町地区の北側には、寺内町建設以前から鎮座していた富田庄の氏神三輪神社や、臨済宗妙心寺派の普門寺が大きな境内を有しており、筒井池の西岸には本照寺がこれまた広大な敷地を占めて、その周囲には吹屋町の町屋が連なっていた。

筒井池の北側は「富田東岡宿」の地で、その中心をなす北口町・中之町・南之口町の街路は直交し、周辺部の岡前町・柚木町・久保町や、裏町・西之口町・勘蔵町の屈曲した街路ときわだった対照を示している。

「富田（東岡宿）絵図」はこの地区を中心に描写し、直交街路に沿った三町の町屋を白壁・瓦葺きで描いてい

V 近世の高槻

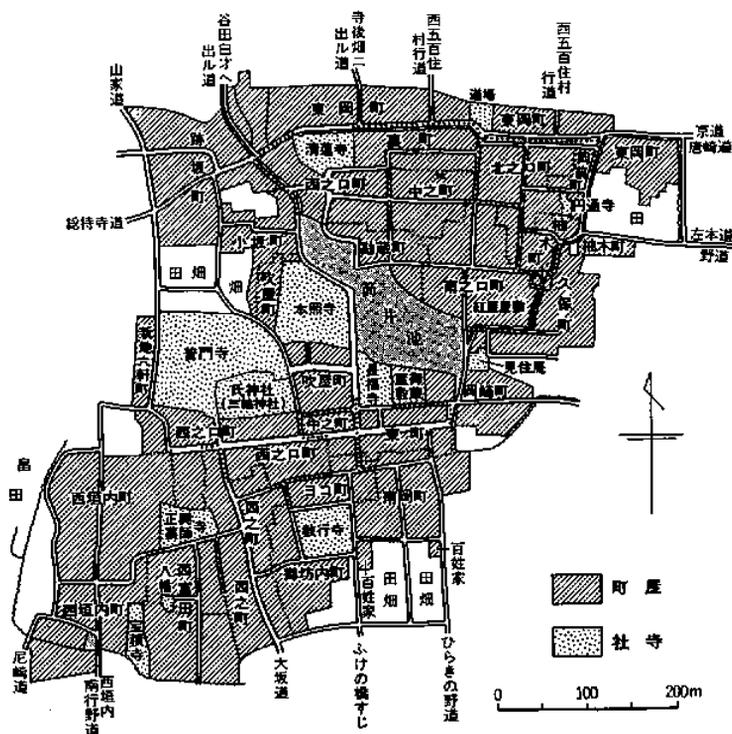


図20 江戸時代前期の富田

るのに対し、周辺部の家屋はいずれもわら葺きになっている。この絵図はまた、北口と西口・南口にそれぞれ門があり、町の周囲には藪の生えた土塁がめぐらされていたこと、町の中央部には「新家町」と記入して、この地区が文禄検地帳第九番に集約されている「新家屋敷」に由来するものであったことを示している。東岡町はこの地区の北辺沿いを東から西へ細長く伸び、西方への延長上には跡坂町の集落が続いていた。

このような景観を呈していた在町富田で実施されたのが延宝五年の検地で、その検地帳には

五〇二筆の屋敷が登録されている。これは文禄検地帳の屋敷数四三六筆に比べ六六筆の増加であり、江戸時代前期における富田の戸数||人口の増加がかなり著しかったことを示している。

また、延宝検地帳は、田畠や屋敷を、例えば、

西川しり

古検中田九畝歩

一下々田五拾七間半卷尺五寸

九畝拾九歩
此分米六斗七升四合

あい川 彦石衛門
但七斗代

古検屋鋪三畝卷歩

一屋敷 六間半

式畝三歩
此分米貳斗七升三合

下ノ九郎兵衛
但宅石三斗代

のように登録しており、右肩に注記されている古検は文禄検地帳における地目と面積を示している。

これを手懸りに、延宝検地の屋敷地が文禄検地||古検ではどのような地目であったかを比較対照したのが表一八で、文禄検地の屋敷地がそのまま延宝検地でも屋敷地として受け継がれたのが三八四筆と最も多かったのは当然としても、文禄検地の畠が延宝検地では屋敷地になったケースが八九筆にのぼり、畠地の宅地化が著しかったことを物語っている。しかし一方では、文禄検地の屋敷地が延宝検地では畠地になったものも四六筆を数えた。



写65 東岡町の風景(市内富田町五丁目)

Ⅶ 近世の高槻

いま、これらのうち田畠から屋敷地に変わったものの分布をみると、田から屋敷地に変わった四筆はすべて小字「かわた」に含まれ、畠から屋敷地に変わったものも三六筆は小字「かわた」に属していた。これにづくのは跡坂の一一筆と東岡町の一〇筆で、以下所在町名がわかるのは岡崎の三筆、西口・長福寺の各二筆、柚木・御坊の内の各一筆のみであった。所在町名不明の地筆についても、検地帳の登録順からおおよその所在は推測できるわけで、これらを総合すると、文禄検地から延宝検地にいたる近世初頭における富田の集落発達は、筒井池北東方の富田東岡宿の地区で著しく、「かわた」地区でも顕著であった一方、筒井池南方の寺内地区では停滞的であったことが知られる。

延宝検地帳はまた、屋敷地名請人の一部に屋号を肩書きしており、これらを整理すると業種に関するもの一六種、地名に関するもの七種、その他一九種の合計三二種を数え(表一九)、多様な商工業が活況を呈する町場であったことが推測される。

富田村酒造 さきにみたとおり、文禄三(一五九四)年および延宝の展開 宝五(一六七七)年の各検地帳に記載された農民の肩書から、富田村における諸営業の早期的展開を推察することが可能であった。それは、同村が中世末に寺内町として建設されたことに起因するものであったが、直線的な形でとらえることはできないと考えられる。中世末以来の寺内町・宿町・市町としての複合的な町場の側面は、文禄三年の太閤検地により一農村として再編された

表18 文禄検地と延宝検地との間における屋敷地の地目変更

文禄検地	延宝検地	筆数
田	→ 屋敷地	4筆
畠	→ 〃	89
屋敷地+畠	→ 〃	20
屋敷地	→ 〃	384
古検なし	→ 〃	5
合計	計畠	502
屋敷地	→ 畠	46

注) 近世(一)1-5・11による。

表19 在町富田の屋号（延宝5年）

業種に関する屋号	地名に関する屋号	その他の屋号
大工(2) 樋屋(8) へにや(3) かみゆい(2) 魚や(2) かうしや(3) 銭屋(2) たらふや布屋(3) 茶屋 蔭屋 くすりや つぼや(3) 紅粉や ほりや おひや	泉屋 萩谷や 大塚や 庄所や(2) 尼崎や 奈良や 丹波や	橋屋(2) 大字や 柏屋(7) 丸屋 柳屋 天狗(2) 西願 きくや 八文字や 納屋(2) 亀屋 井筒や 蔵や 升や(2) 笹や 中屋 小春 庄や(2) かんそ

- 注) 1. 近世(→)1-11による。
2. ()内の数字は同じ屋号を有する名請人の数。

のを契機に、大きく変容せざるをえなかったからである。寺内町の特権喪失についてはいうをまたないが、宿町としての機能は西国街道の整備とともに芥川宿へ移行し、市町としての側面も内容的変化を余儀なくされたのである。

近世初期富田村の商工業を代表したのは、紅屋を中心とする酒造業の展開であった。その直接的契機は、つぎの二点に求められる。まず、文禄年間には、ここに二万石御蔵が設置され、豊臣直轄領の貢租米の集散地となった〔天坊幸彦「富田史談」〕。この蔵は、元和元年（一六一五）年高槻城の築造とともに高槻村へ移されたが、その間、酒造業の原料的基盤の面で重要な役割を果たした。さらに、関ヶ原の役や大坂の陣には、紅屋がいち早く徳川権力と結びついて、香物を献上したり、兵糧・竹束・薪などの軍用をつとめた由緒により、特権的な酒造株が認められた〔近世二〇〕。

酒造業は、貢租米の商品化と密接に関連し、石高制に依拠する幕藩体制の存続とかかわっていた。このため、幕府は、近世初期から酒造業の掌握を意図して、明暦三（一六五七）年に酒造株を設定したのをはじめ、以後株改めをくりかえし実施した。近世前期の富田村におけ

る酒造家は、表二〇のとおりであった〔中部よし子封建都市酒造業の展開〕。酒造米元高は、明暦三年の酒造株設定時の株高を示すものと考えられる。その数字によると、二四人の酒造家のうち紅屋市郎右衛門・同仁左衛門の二人が一、〇〇〇石を越える卓抜した規模をもち、合計の米高は八、二七〇石にも達している。これは、富田村酒造業がもっともさかんであったころの姿を示す唯一の指標であるが、「酒屋昔に百倍し、水になつて捨てたる米数知らず」〔大寺〕という状況がここでもみられたことは、想像にかたくないであろう。

しかし、万治・寛文年間以後減醸令が反復される過程において、富田村酒造業は萎縮せざるをえなかった。同表では、減醸規制により、延宝八（一六八〇）年には元高の一六分の一造り、翌天和元年には三二分の一造り、同三年にはさらにその二分の一造りとなったことが示されている。価格機構・技術的条件・地理的条件などに規定された内的要因は、いま述べた統制強化の外的要因を克服するものでなかったらしく、表示の範囲内では他村からの酒造株取得はなく、逆に他村への株譲渡や醸造の中断が散見される。いま、酒造米元高一、八〇〇石の紅屋市郎右衛門を例にとると、天和二（一六八二）年には酒造をせず、翌三年には二八石一斗二升五合の酒造米高となっている。この間、従来酒造業に投下されていた資金は土地集積に向けられたと判断され、文禄三（一五九四）年の検地帳における保有反別一七町三反あまりが、延宝五（一六七七）年の検地帳では四〇町六反あまりに増加している〔中部よし子「近世都」〕。そのほかの酒造家も、延宝検地時はおおむね村内最上層の保有反別であったから、すでに天和年間には、同村の酒造業は地主作徳米の加工業と実質上変わらない形に転化していた。元禄八（一六九五）年に刊行された『本朝食鑑』に、「和州南都造酒第一而、摂津伊丹、鴻池、池田、富田次之」と記されているとおり、富田村は江戸積銘醸地の一つであり、そ

表20 近世前期富田村の酒造家

人 名	酒 造 米 元 高	延宝8年 酒造米高	天和元年 酒造米高	天和2年 酒造米高	天和3年 酒造米高
紅屋市郎右衛門	1,800	112.5	56.25	—	28.125
紅屋仁左衛門	1,500	93.75	46.875	300	23.437
蔵屋忠兵衛	450	28.125	14.0625	200	7.031
つほや勘右衛門	300	18.75	9.375	150	4.687
いつつや善右衛門	300	18.75	9.375	50	4.687
かしわや藤兵衛	500	31.25	15.625	200	7.810
かめや伊右衛門	150	9.375	4.6875	—	2.343
樽屋弥右衛門	100	6.25	3.125	50	1.522
橋屋弥右衛門	200	12.5	6.25	100	3.125
大塚屋五兵衛	200	12.5	6.25	130	3.125
萩谷屋伝右衛門	300	18.75	9.375	—	4.687
泉屋与兵衛	400	25	12.5	200	6.25
ほりや伝左衛門	150	9.375	4.6875	120	2.343
せにや善兵衛	250	15	7.5	230	3.906
きくや三郎兵衛	400	25	12.5	200	6.25
利左衛門	150	9.375	4.6875	90	2.343
八文字屋半兵衛	100	6.25	3.125	70	1.562
丸屋五右衛門半兵衛所持	100	6.25	3.125	80	1.562
くすりや加右衛門	100	6.25	3.125	—	1.562
尼崎屋忠右衛門	100	6.25	3.125	60	1.562
銭屋弥右衛門	70	4.375	2.1875	50	1.093
つほや利兵衛	150	(延宝5年野田村庄左衛門へ譲渡)			
小方半右衛門	350	31.25	—	200	5.469
半右衛門親新右衛門	150		—	—	2.343
合 計	8,270	506.875	237.8125	2,480	126.824

注) 中部よし子「封建都市酒造業の展開」(大阪歴史学会編『封建社会の村と町』)。

の酒は名声を得ていた。しかし、富田酒は江戸において早晚忘れさられる運命にあったということができ
る。

紅屋酒造 元禄二（一六八九）年刊行の貝原益軒『南遊紀行』は、「富田。道ぼたにはあらず。道の東二
株の動向 十町計に有。町広し。茨木より狭し。酒家多し。紅屋とて大百姓あり。其宅瓦屋敷を並べ作
り重て大なること山の如し。目を驚かす。未だかかる大農を見ず」と述べているが、当時、紅屋市郎右衛門
の酒造業は極度に縮小されていた。すなわち、元禄九年および十年の酒造米高は、わずかに八石九斗であ
り、「献上物扣濱粕」の確保を目的とするものでしかなかった。十年には、幕府によって運上銀の賦課を中
心的内容とする株改めが実施され、近世前期の酒造政策の集大成が図られた。これを契機に、同家は三〇石
の増造を京都町奉行所に出願し、酒造米高が三八石九斗となった。その後、この紅屋の株は、同村の菊屋三郎
兵衛に貸し付けられ、明和年間（一七六四～七一）のはじめごろからは休株となった^{〔近世〕}。明和年間は、享
保年間（一七一六～三五）以来の統制緩和・酒造奨励策のもとで、自由競争が展開されていたときであった。
紅屋の事例はたしかに個別的なものであるが、ここから富田村の酒造業全体が他地域との競合関係のもとに
発展的契機をもちえなかつたと類推することも、あるいは許されるかもしれない。

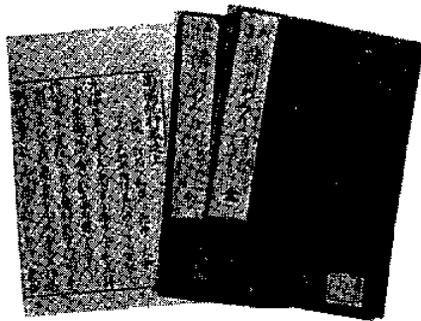
紅屋の酒造株は、その後も酒造統制が強化されるたびに封建的特権関係の確認が行われた。まず、休株の
直後、幕府の酒造政策が寛政の改革の一環として統制の方向に復古したときには、天明八（一七八八）年に
株改めが実施され、同五年の実醸高である「只今迄造米候酒造米高」と株高が調査された。そして翌寛政元年
には、この酒造米高が「永々之株」に設定され、それを分割して譲渡することが禁止された^{〔日本財政経〕}。
^{〔漢史料〕}卷二。

寛政七（一七九五）年、紅屋は休株中にもかかわらず永々之株の下付を願ひ出、「格別之訳」をもって明暦三（一六五七）年当時の一、八〇〇石の株が認可された〔清水家〕。同家は、この酒造株でもって、享和二（一八〇二）年豊島郡池田の大和屋要助方、同四年川辺郡伊丹の大和田屋平右衛門方などで出造りを行っていたことが知られる〔上同〕。これらは、事実上の貸株であったと考えられる。

文化年間にはいると、酒造業は米価の下落とともにあらたな局面を迎えた。文化三（一八〇六）年、「米穀山之時節に付、諸国酒造人共は不及申、休株之者其外是迄渡世に不仕ものにて、勝手次第酒造渡世可致候、勿論酒造高是迄之定高に拘はらず仕入相稼可申候」

〔日本財政経〕と触れ出され、株高はもとより、株の有無をも問わない徹底的な酒造奨励が図られた。この自由営業の時期は、文政八（一八二五）年〔右寅年より相始候休株并渡世不致者酒造之儀は、追而及沙汰候迄、急度可為無用候〕との触が出るまで続いた。同十年この触は一度撤回されたが、翌十一年に再度、文化三年令に基づいて新規参入した酒造家の存在が否定された〔上同〕。

このような状況のもとで、文政十二年には、紅屋所持の一、八〇〇石の酒造株が分割のうえ貸し付けられた。この措置も、古来からの由緒により「家名相統」のために認可されたものであった。分割・貸付けの内訳は、表二一のとおりであった〔清水家〕。いずれも文化年間以降の自由営業期に、飛躍的な発展を示して江戸市場で



写66 貝原益軒「南遊紀行」
（府立図書館所蔵）

Ⅳ 近世の高槻

表21 紅屋酒造株の貸付状況

郷組名	郡名	村名	人数	株高 ^石
上灘郷東組	兔原	東青木・魚崎・住吉・深江	11	145
上灘郷中組	兔原	御影	35	785
上灘郷西組	兔原	新在家・大石・篠原	4	155
下灘郷	兔原	灘	2	70
小計			52	1,155
北在	島上	富田・野田・大塚・安満・服部	11	168
	島下	道祖本・一津屋・味舌・沢良宜浜・茨木・二階堂・吹田	9	137
	豊島	石丸・白島・熊野田	3	30
	川辺	尼崎・川面・米谷・柄原・上佐會利・大広寺・下市場・新田中野・池尻	11	185
	有馬	生瀬・草下部・井沢・大川瀬・西野上	6	75
	武庫部	鳴尾	1	40
八部	上谷上	1	10	
小計			42	645
合計			94	1,800

注) 「御免酒造株貸付名前帳」(清水家文書)により作成。

独占的な地位を占めるにいたった灘目の酒造家と、零細規模の地売型として簇生した北在の在郷町・農村の酒造家とに貸し付けられたことが判明する。ことに北在と称された地域の借受人のうちには、文化三年令により無株のまま酒造業を開始し、文政八年および十一年に営業が禁止されて、「酒道具も有之、年々酒造仕来り候所、相止め候テ者極難渋ニ御座候」〔清水家文書〕というものが多い。このような北在酒造家の広範な存在と、江戸市場の独占を図るうえで株高と実醸高とのあいだに乖離を生じつつあった灘目酒造家の存在とが、紅屋酒造株の分割・貸付けの前提であった。貸付料は、株高一石につき灘目が銀八匁、北在が同一〇

欠であった。

なお、表二一にみられた貸付状況は、その後、酒造統制や減醸規制の強化に伴い、きわめて流動的な様相を呈した。株の貸付けは少数の酒造家に集中する傾向がみられ、北在の農村部の酒造家が多く姿を消している。酒造統制・減醸規制が強化されたため、一〇石前後の小規模な株高は現実的意味をもちえなかったためであると考えられる。安政元（一八五四）年には一、八〇〇石のうち一、一四〇石が二〇人に貸し付けられて、六六〇石が紅屋の手許に残り〔清水家〕、慶応二（一八六六）年には一、八〇〇石すべてが三五人に貸し付けられている〔近世行〕。

近世後期富田 近世後期の富田村は、米作・綿作・菜種作などを中心とする地域的分化と農民的商品生産の商工業 産・流通の進展とを基盤に、在郷町として存続した。高槻地方の結節点の一つとして機能したわけであるから、諸営業が展開されていたと推察されるが、史料上知りうるところはきわめて乏しい。

まず酒造業について、近世後期の動向を管見しておきたい。さきに述べた文政十二（一八二九）年の紅屋酒造株の分割・貸付けのときには、村内において七人が合計九三石を借りうけた。天保二（一八三一）年には、それが五人・四八石に減少し〔清水家〕、同十年には皆無となっている〔吉田家〕。一方において、先掲表二〇にみたとおり、近世前期の同村には数多くの酒造家が存在した。その後、衰退傾向とともに、地域的市場に依拠する地売型への転化を余儀なくされ、また天明年間には打ちこわしの対象ともなったが、近世前期以来の酒造業の伝統は一応継承されていた。

天保十（一八三九）年に醸造を行った酒造家は、表二二のとおり六人であった〔同上〕。株高合計は二、〇〇〇石

Ⅱ 近世の高槻

表22 天保10年富田村の酒造家

人 名	株 高	酒造米高
糶屋七郎兵衛	520 <small>石</small>	173.333 <small>石</small>
布屋忠兵衛	200	66.666
新屋茂八	200	66.666
奈良屋次右衛門	300	100
笹屋幸助	630	210
亀屋幸次郎	150	50
合 計	2,000	666.665

注) 「当亥歳酒造買入米届書扣」(吉田家文書)により作成。

であるが、同年は三分一造りの減醸規制のため六六六石六斗六升五合の酒造米高となっている。原料米は、自家米のほか、村内の米商人角屋太兵衛・樽屋伊兵衛などから購入された。なお、同表における減醸規制の基準である株高は、天保五年に全国的調査が行われた「天保四巳年巳前迄之造高」を意味し〔日本財政経緯〕、先掲表二〇の数字との関連はない。

いま、詳細は明らかでないが、酒造業の原料米需要や村内に滞留した下層民の飯米需要などに対応して、局地的な米穀市場が形成されていたことは、容易に想定される。幕府領において、本年貢の三分の一に相当する米高が銀納されるときの公定の石代値段(三分一値段)は、享保十九(一七三四)年、摂津国ではそれまで山城国上京における米価を基準としていたのを改め、大坂・高槻・富田・尼崎・三田における十月十五日から同晦日までの上新米の平均相場に六匁増と規定された〔同上〕。

このように富田村が摂津国における石代値段の指定相場地の一つとなったゆえんは、文化五(一八〇八)年に摂津・河内兩國の幕府領村々から出された石代値段の建て方にかんする歎願書に、「右村々(注一 摂津国富田、河内国枚方・八尾寺内・久宝寺・国分・富田林)者、酒造人并米商人有之、外村々々者米売買數多候故、前々々米直段書上ヶ場所ニ被為仰付候儀与奉存候」〔布施市史〕^{第三卷}と記すとおりである。

そのほか、いずれも村内上層農民による諸営業に限定されるが、文化十三(一八一六)年には一三人の質屋、天保年間には六人の絞

油屋の存在が知られる〔近世(二〇六)、服部家文書〕。前者は村内における階層分化の激しさを、後者は周辺農村で菜種作の盛行を、それぞれ反映したものであった。また、農業経営以外に諸営業を多角的に兼営していた個別事例としては、統屋七郎兵衛をあげることができる。同人は、文政十(一八二七)年から庄屋をつとめたが、酒造・醤油造・質屋などにも携わっていた。酒造業にかんしては、天保七(一八三六)年から大坂町奉行所による摂津・河内・播磨三カ国の一元的支配の体制が確立され、富田村の酒造家が摂津国七郡からなる北在組に属したのに伴い、統屋七郎兵衛は、同組の大行司の補佐役としての「添行司」をつとめ、主として島上・島下両郡の酒造取締にあたった〔吉田(家)、家文書〕。